# 宮　津　市

# 原子力災害住民避難計画

平成25年２月　作　成
平成28年１月全部改定

宮 津 市 防 災 会 議

# 目　　次


## Ⅰ　原子力災害に係る住民避難対応の基本

### １　基本的事項

（１）　計画の位置づけ　……　１
（２）　防護措置の基本的な考え方　……　１

### ２　防護措置の判断基準

（１）　緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ）　……　３
（２）　運用上の介入レベル（ＯＩＬ）と防護措置の概要　……　５

### ３　防護措置の連絡等と対応手順

（１）　警戒事態に至った場合　……　６
（２）　施設敷地緊急事態に至った場合　……　６
（３）　全面緊急事態に至った場合　……　７

### ４　避難に関する住民等への情報伝達

（１）　伝達手段　……　８
（２）　伝達経路（伝達手段別）　……　９

## Ⅱ　広域避難における宮津市の避難先

### １　避難先・避難経路の選定方針の調整　……　１１

### ２　避難市町及び避難所　……　１１

## Ⅲ　広域避難の実施判断と情報連絡

### １　広域避難の実施判断　……　１４

### ２　広域避難を実施する場合の情報連絡

（１）　国　……　１４
（２）　京都府　……　１５
（３）　関西広域連合　……　１５
（４）　宮津市　……　１５
（５）　避難先市町及び兵庫県　……　１５

## Ⅳ　広域避難の実施


### １　自治会との連携

（１）　自治会避難対策本部の設置　……　１６
（２）　自治会避難対策本部の役割　……　１６

### ２　避難手段

（１）　基本的対応　……　１７
（２）　自家用車避難の留意事項　……　１９
（３）　バスの確保　……　１９
（４）　バスの運行　……　１９
（５）　その他の避難手段の確保　……　２０

### ３　バス避難の場合の集合場所等　……　２０

### ４　避難経路

（１）　避難経路の原則　……　２０
（２）　避難経路の設定　……　２１

### ５　避難中継所　……　２１

### ６　避難退域時検査及び除染

（１）　基本的対応　……　２２
（２）　事前の体制整備　……　２２
（３）　実施体制　……　２２
（４）　実施方法　……　２２
（５）　避難退域時検査済証の発行及び記録表の作成　……　２３

### ７　車両一時保管場所　……　２３


## Ⅴ　避難所と避難者支援


### １　避難所

（１）　避難所の設置　……　２４
（２）　拠点避難所の設置　……　２４
（３）　避難所の開設期間　……　２４
（４）　旅館・ホテル等の取扱い　……　２４

２　避難者支援
（１）　避難所の運営　……　２４
（２）　被ばく検査を含む健康診断の実施　……　２６
（３）　二次避難への移行　……　２６

３　関西広域連合への応援要請　……　２６

Ⅵ　避難行動要支援者の広域避難
１　基本的対応
（１）　医療機関等入院患者　……　２７
（２）　社会福祉入所者・通所者　……　２７
（３）　在宅要支援者　……　２７

２　避難行動要支援者情報の共有　……　２８

３　避難行動要支援者の避難先施設　……　２８

Ⅶ　観光客等への対応
（１）　情報伝達　……　２９
（２）　避難手段　……　２９

Ⅷ　避難状況の確認
（１）　市内残留者の確認　……　２９
（２）　避難先の把握　……　２９

（資　料）
○　原発からの距離図　……　３１
○　避難先市町の位置図（京都府内）　……　３２
○　関西広域連合の避難先内容　……　３３
○　自治会の避難所詳細　……　３５
○　避難行動要支援者の避難先施設　……　４２
○　広報文例・メール配信追記事項　……　４４
○　避難先メモ様式　……　４８

# Ⅰ　原子力災害に係る住民避難対応の基本

## １　基本的事項

### (1) 計画の位置付け

本計画は、宮津市地域防災計画（原子力災害対策編）に規定する「住民避難計画の作成」に基づき、関西電力株式会社高浜発電所（以下、「高浜発電所」という。）における原子力災害から住民等の生命、身体及び財産を保護するため、住民等の防護措置について、必要な事項を定める。

本市としては、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針、京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）、宮津市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいた防護措置を行なうこととする。

### (2) 防護措置の基本的な考え方（原子力発電所からの距離図：資料編）

本市においては、市域のほとんどが高浜原発から30㎞圏の範囲（UPZ：緊急時防護措置を準備する区域）にあたることから、対象区域、避難先等について次のとおり取り扱うこととし、宮津市及び防災関係機関は、国・京都府、関西広域連合及び原子力事業所等と連携を図り、住民等の防護措置を迅速かつ適切に行う。

なお、広域避難を含む避難等の防護措置については、京都府が定める「原子力災害に係る広域避難要領」（以下、「広域避難要領」という。）、関西広域連合が定める「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」（以下、「広域避難ガイドライン」という。）及び福井エリア地域原子力防災協議会でとりまとめられた「高浜地域の緊急時対応」（以下、「緊急時対応」という。」と整合を図り、実施する。

また、本市内が地震・津波など他の災害によって被災している場合は、その被災状況に応じて、本計画を柔軟に運用して対応する。

**○防護措置の対象範囲等**

| 項　目 | 内　容 |
|---|---|
| 対象区域 | 市内全域 |
| 対 象 者 | ○住民全員<br>○その他市外からの就労･就学者及び観光客等一時滞在者（以下、観光客等」という。） |
| 区　　分 | ①警戒体制<br>②屋内退避準備<br>③屋内退避<br>④避難 |
| 退 避 先 | ○屋内退避は自宅を基本とし、入院･入所者は、病院・施設<br>○避難先は、市外広域避難を基本 |

【参考】

原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針より）

| 区　域 | 原子力施設からの距離 | 定　義 |
|---|---|---|
| 予防的防護措置を準備する区域<br>（PAZ：Precautionary Action Zone） | 概ね5ｋｍ | 急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響(注1)等を回避するため、EALに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域 |
| 緊急時防護措置を準備する区域<br>（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone） | 概ね30ｋｍ | 確率的影響(注2)のリスクを最小限に抑えるため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域 |
| プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域<br>（PPA：Plume Protection Planning Area） | PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、以下を踏まえて、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、原子力災害対策指針に記載することとされている。<br>・UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。<br>・プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。<br>・プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難であるため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。 | |

（注1）ある一定の放射線量（これをしきい値という）を超える被ばくをした場合にだけ現れ、受けた放射線の量に依存して症状が重くなるような影響。大量の放射線を受けた結果多数の細胞死が起きたことが原因と考えられる。症状の現れ方には個人差があるが、ほぼ同じ程度の線量の放射線を受けた人には、同じような症状が現れる。確定的影響には、急性の骨髄障害、胎児発生への影響（精神遅延、小頭症）、白内障などが含まれる。

（注2）放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、しきい値がなく受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるが、症状が重くなる確率が高まるものではない。がんと遺伝性影響が含まれ、放射線によってＤＮＡに異常（突然変異）が起こることが原因と考えられている。

## ２　防護措置の判断基準

広域避難を含む避難等の防護措置の判断基準と各防護措置の実施フローに基づき、国、府、市、防災関係機関及び住民等は、情報を共有し対応に当たる。

**■防護措置の判断基準**（原子力災害対策指針より）

| 名称 | 摘要 |
|---|---|
| (1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル<br>(EAL：Emergency Action Level) | ・緊急事態の初期対応段階の防護措置の基準<br>・原子力施設の状況に応じて対応〔警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3区分を設定〕 |
| (2) 運用上の介入レベル<br>(OIL：Operational Intervention Level) | ・放射性物質の放出後の防護措置の基準<br>・緊急時モニタリングの結果（空間放射線量率等）に応じて対応〔OIL1,2,4,6及び飲食物に係るスクリーニング基準の5区分を設定〕 |

## （1）緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ）

加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

| 区分 | EAL（緊急時活動レベル） | 防護措置の概要 |
|---|---|---|
| 警戒事態 | ①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。<br>②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。<br>③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。<br>④全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。<br>⑤原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。<br>⑥使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。<br>⑦原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。<br>⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。<br>⑨重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。<br>⑩燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。<br>⑪当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。<br>⑫当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。<br>⑬ｵﾝｻｲﾄ統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。<br>⑭当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。<br>⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 | 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 |
| 施設敷地緊急事態 | ①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。<br>②原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。<br>③全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。<br>④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。<br>⑤原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。<br>⑥使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。<br>⑦原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。<br>⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。<br>⑨火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。<br>⑩原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。<br>⑪炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 | PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。 |

| | | |
|---|---|---|
| 施設敷地緊急事態 | ⑫燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。<br>⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。<br>⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 | |
| 全面緊急事態 | ①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。<br>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。<br>③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。<br>④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。<br>⑤全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。<br>⑥全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。<br>⑦炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。<br>⑧蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。<br>⑨使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。<br>⑩原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。<br>⑪燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。<br>⑫原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。<br>⑬その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 | PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。 |

## (2) 運用上の介入レベル（ＯＩＬ）と防護措置の概要

<table>
<tr><th></th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値※1</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急防護措置</td><td>ＯＩＬ１</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td colspan="3">500μSv/h<br>（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。<br>（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ＯＩＬ４</td><td rowspan="2">不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td colspan="3">β線：40000cpm※3<br>（皮膚から数cmでの検出器の計数率）</td><td rowspan="2">避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</td></tr>
<tr><td colspan="3">β線：13000cpm※4【１か月後の値】<br>（皮膚から数cmでの検出器の計数率）</td></tr>
<tr><td>早期防護措置</td><td>ＯＩＬ２</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準</td><td colspan="3">20μSv/h<br>（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">飲食物摂取制限※9</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5μSv/h※6<br>（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ＯＩＬ６</td><td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種※7</td><td>飲料水・牛乳・乳製品</td><td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td><td rowspan="5">１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2000Bq/kg※8</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td>200Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td></tr>
<tr><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td></tr>
</table>

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
※２　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm2の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/ cm2相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
※４　※３と同様、表面汚染密度は約40 Bq/ cm2相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
※５　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
※６　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
※７　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
※８　根菜、芋類を除く野菜類が対象。
※９　IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

## ３　防護措置の連絡等と対応手順

### (1) 警戒事態に至った場合　⇒　警戒体制（広報文例：資料編）

【国等からの連絡】

①原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに京都府、府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。
また、府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう　連絡するものとされている。

②関西電力は、京都府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとする。

【市・住民等の対応】

①宮津市は、原子力規制委員会並びに関西電力から連絡を受けた場合は、災害警戒本部を設置し、防災関係機関及び住民等に対し、警戒事態の発生及びその後の状況について伝達するとともに、「警戒体制」をとるよう指示する。

②住民等は、ひっ迫する他の自然災害が発生している場合は、その防護措置を優先した上で、原子力災害に係る「警戒体制」をとる。

〔住民等の留意事項〕

○住民は、外出を控え今後の情報に注意する。

○観光客等は、直ちに帰宅する。

### (2) 施設敷地緊急事態に至った場合　⇒　屋内退避準備（広報文例：資料編）

【国等からの連絡】

①原子力防災管理者（高浜発電所において、防災業務を統括･管理する原子力事業所の責任者）は、直ちに（１５分以内を目途）京都府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会、福井県、高浜町へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）、関係市町、京都府警察本部、宮津与謝消防組合消防本部、第八管区海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。

②原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と「原子力緊急事態宣言」を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、京都府及び府内関係市町、京都府警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、ＰＡＺを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、ＵＰＺを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、ＵＰＺ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

【市・住民等の対応】

①宮津市は、「災害警戒本部」を「災害対策本部」体制とし、国若しくは京都府の要請又は独自の判断により、次の屋内退避の準備を行なう。

(ア)学校、通所施設等に対し、就学・利用者等の帰宅を指示する。

(イ)観光客等に UPZ 圏退域指示を行う。

(ウ)一般社団法人与謝医師会・京都府医師会並びに国、府に協力要請し、安定ヨウ素剤の配布準備を実施する。

(エ)安定ヨウ素剤の配布は、「Ⅳ広域避難の実施　３バス避難の場合の集合場所等」に示す集合場所において行なうこととして準備する。

(オ)京都府を通じ、あらかじめ定めた避難所の確保及びバス等輸送手段の確保を行なう。

②住民等は、屋内退避に備え、一定量の保存食の確保を行なう。

**(3) 全面緊急事態に至った場合　⇒　屋内退避・避難（広報文例：資料編）**

**【国等からの連絡】**

宮津市災害対策本部への情報連絡は、「施設緊急事態」の場合と同様。

なお、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出し、ＵＰＺ内の住民等に対し、屋内退避の実施やＯＩＬに基づく防護措置の準備を行うよう勧告又は指示等が実施される。

**【市・住民等の対応】**

①市災害対策本部は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたＯＩＬの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には京都府と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。

②また、国の現地対策本部、指定公共機関、指定地方公共機関及び関西電力その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置し、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

市災害対策本部は、オフサイトセンターに配置した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

③住民等は、「施設緊急事態」の場合と同様、引き続き屋内退避の準備を行うとともに、市災害対策本部の指示に従い、屋内退避又は避難行動をとる。

〔屋内退避における住民等の留意事項〕

○住民は、帰宅をして屋内退避する。

○帰宅後は、顔や手を洗い、うがいを行う。

○退避建物は、全ての窓やドアを閉め、換気を止めて外気を遮断する。

○観光客等は直ちにUPZ圏外に移動する。

〔避難における住民等の留意事項〕

○避難時の持ち物は、貴重品、携帯用ラジオ、携帯電話、常用している薬及び安定ヨウ素剤、着替え、菓子類など。（自然災害時のものと同様）

○避難時は、必ず長袖上着とマスク、帽子を着用する。

○自宅の電気・ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確認する。

○玄関に「白い避難目印タオル」等を掲示する。

○自治会避難対策本部と連携して、市災害対策本部が指示する避難手段（自家用車・バス・船舶等）により避難する。

○避難行動の流れは、避難手段により異なるが、「バス避難の場合の集合場所」か「避難中継所」のいずれかである

○観光客等は直ちにUPZ圏外に移動する。

## 4　防護措置に関する住民等への情報伝達

### (1) 伝達手段

住民等への情報伝達は、次の手段により行う。

〔市警戒本部・災害対策本部からの伝達手段〕

① 防災行政無線（同報系）
② 携帯電話メール
③ 固定電話、ファックス
④ インターネット
⑤ 広報車

〔京都府、自治会、防災関係機関等との連携による伝達手段〕

① テレビ、ラジオ
② 自治会有線放送
③ 鉄道・バス車内放送、海上放送

## (2) 伝達経路（伝達手段別）

### ①衛星電話・固定電話・携帯電話・ファックス等による連絡系統図

※部名は、宮津市災害対策本部組織のもの

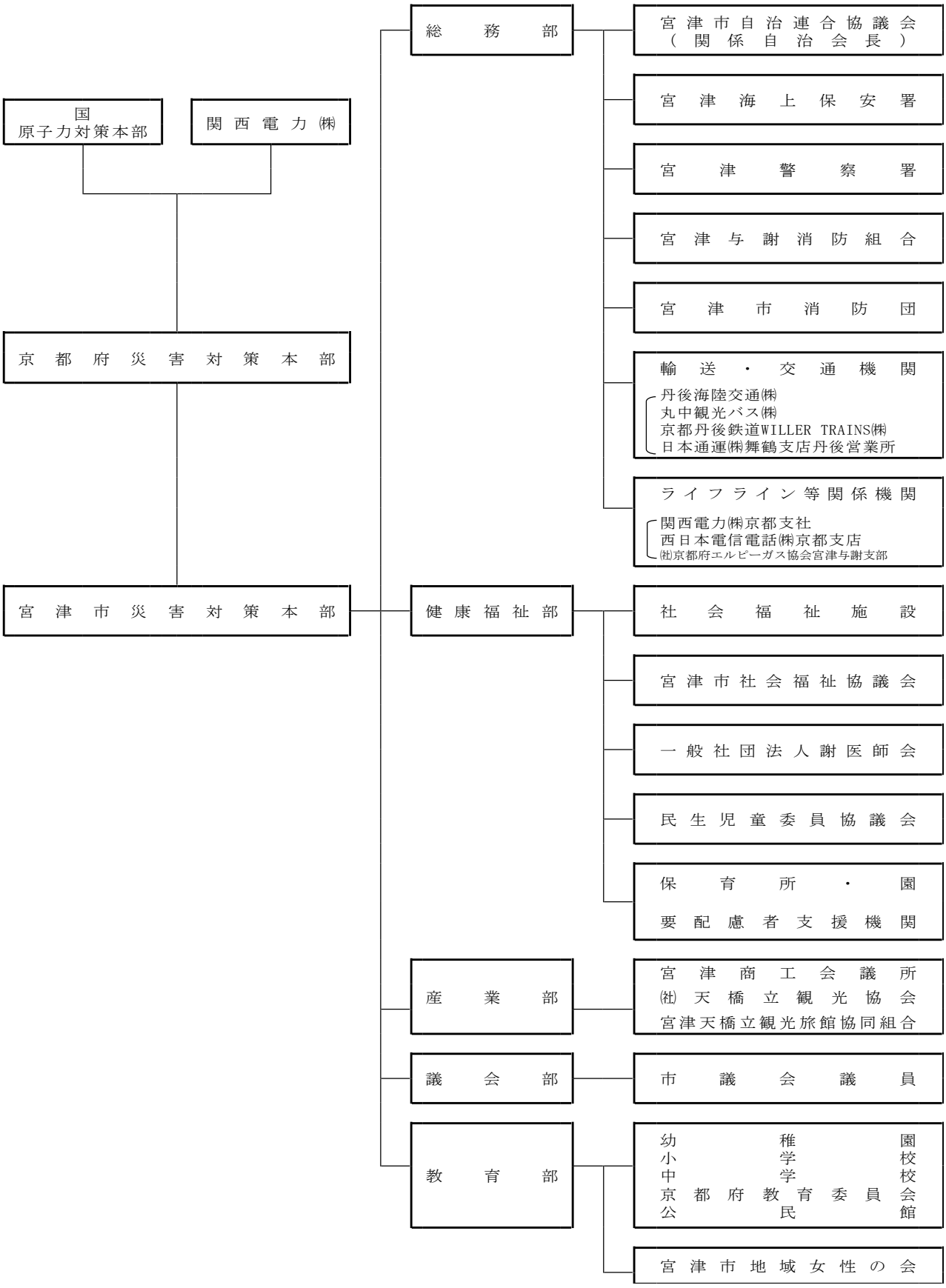

②防災行政無線（同報系）

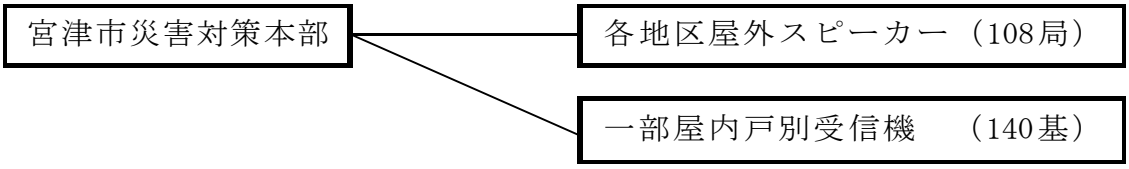


③メール配信・電話等架電

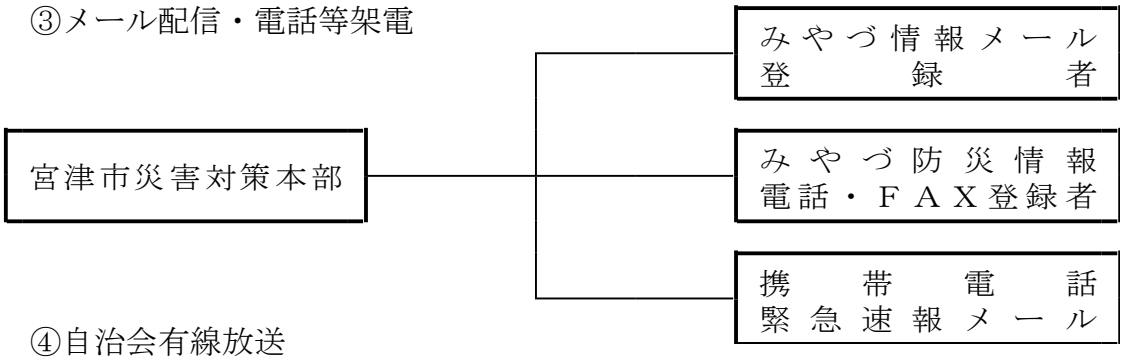


④自治会有線放送

※自治会有線放送又は自治会メールを有する自治会は、次の３３自治会。

・ 波路　・ 獅子崎　・ 小田　・ 喜多　・ 今福　・ 島陰　・ 田井
・ 由良脇　・ 由良宮本　・ 浜野路　・ 港　・ 下石浦　・ 上石浦
・ 須津　・ 夕ヶ丘　・ 宝山　・ 国分　・ 日置上　・ 日置浜　・ 畑
・ 下世屋　・ 田原　・ 大島　・ 岩ヶ鼻　・ 外垣　・ 長江　・ 里波見
・ 中波見　・ 梅ヶ谷　・ 奥波見　・ 立　・ 厚垣　・ 落山

⑤鉄道放送

⑥海上放送

⑦問い合わせ電話対応

市災害対策本部は、上記②から⑥のほか、自動音声による「問い合わせ電話」の対応を行う。

また、国、府及び関係機関等と連携し、必要に応じ、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行なうための体制整備を行なう。

# Ⅱ 広域避難における宮津市の避難先

## １　避難先・避難経路の選定方針

①　避難先から更なる避難を避けるため、避難先はUPZ（概ね30km圏）外を基本とする。

②　地域コミュニティの維持に着目し、同一地域の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

③　放射性物質の拡散方向に応じた避難に対応するため、京都府内の「西方面」と「南方面」の避難先を定める。

④　更に、府域を越える避難に備え、府及び関西広域連合との連携の下、兵庫県内に避難先を定める。

⑤　UPZ圏域をできる限り避けた最短の避難経路を前提として、渋滞も考慮し避難に要する時間が可能な限り短くなるよう努める。

## ２　避難先市町及び避難所

・　本市の避難先市町と受入人数は、次表のとおりである。

・　避難先市町の詳細な避難所（避難中継所・避難経路を含む。）は、資料編に示す。

〔京都府内西方面の避難先〕・・・受入確保人数　20,300人／避難者数19,117人

（平成27年12月31日現在人数）

（単位：人）

| 避難先市町 | 受入人数 | 避難対象地区 | 避難最大人数 |
|---|---|---|---|
| 福知山市 | 6,600 | 宮津城南部地区 | 1,948 |
| | | 上宮津地区 | 1,157 |
| | | 栗田地区 | 2,021 |
| | | 由良地区 | 1,124 |
| | | 計 | 6,250 |
| 京丹後市 | 9,400 | 宮津東部地区 | 3,156 |
| | | 吉津地区 | 1,638 |
| | | 府中地区 | 1,839 |
| | | 日置地区 | 720 |
| | | 世屋地区 | 112 |
| | | 養老地区 | 944 |
| | | 日ヶ谷地区 | 194 |
| | | 計 | 8,603 |
| 与謝野町 | 4,300 | 宮津中部地区 | 1,392 |
| | | 宮津西部地区 | 1,529 |
| | | 宮津城東部地区 | 1,343 |
| | | 計 | 4,264 |

〔京都府内南方面の避難先〕・・・受入確保人数　20,300人／避難者数19,117人

（平成27年12月31日現在人数）

（単位：人）

| 避難先市町 | 受入人数 | 避難対象地区 | 避難最大人数 |
|---|---|---|---|
| 木津川市 | 5,100 | 宮津中部地区 | 1,392 |
| | | 宮津西部地区 | 1,529 |
| | | 宮津城南部地区 | 1,948 |
| | | 計 | 4,869 |
| 京田辺市 | 5,000 | 宮津東部地区 | 3,156 |
| | | 宮津城東部地区 | 1,343 |
| | | 計 | 4,499 |
| 八幡市 | 5,100 | 上宮津地区 | 1,157 |
| | | 栗田地区 | 2,021 |
| | | 由良地区 | 1,124 |
| | | 計 | 4,302 |
| 長岡京市 | 5,100 | 吉津地区 | 1,638 |
| | | 府中地区 | 1,839 |
| | | 日置地区 | 720 |
| | | 世屋地区 | 112 |
| | | 養老地区 | 944 |
| | | 日ヶ谷地区 | 194 |
| | | 計 | 5,447 |

〔兵庫県の避難先〕･･･受入確保人数　20,300人／避難者数19,117人

（平成27年12月31日現在人数）

（単位：人）

| 避難先市町 | 受入人数 | 避難対象地区 | 避難最大人数 |
|---|---|---|---|
| 明 石 市 | 9,400 | 宮津中部（一部）地区 | 774 |
| | | 宮 津 西 部 地 区 | 1,529 |
| | | 宮 津 東 部 地 区 | 3,156 |
| | | 宮津城南部地区 | 1,948 |
| | | 宮津城東部地区 | 1,343 |
| | | 計 | 8,750 |
| 加古川市 | 8,100 | 宮津中部（一部）地区 | 618 |
| | | 上宮津（一部）地区 | 453 |
| | | 栗　田　地　区 | 2,021 |
| | | 由　良　地　区 | 1,124 |
| | | 吉　津　地　区 | 1,638 |
| | | 府　中　地　区 | 1,839 |
| | | 計 | 7,693 |
| 高 砂 市 | 2,800 | 上宮津（一部）地区 | 704 |
| | | 日　置　地　区 | 720 |
| | | 世　屋　地　区 | 112 |
| | | 養　老　地　区 | 944 |
| | | 日 ヶ 谷 地 区 | 194 |
| | | 計 | 2,674 |

# Ⅲ 広域避難の実施判断と情報連絡

## 1　広域避難の実施判断

① 広域避難は、防護措置の判断基準（EAL 及び OIL）に基づく国（原子力災害対策本部）から関係地方公共団体への指示※1 により、計画的・段階的に実施される。

② まず、PAZ 内については、EAL により、施設敷地緊急事態に至った時点で、国が原則として避難行動要支援者の避難の実施を要請し、全面緊急事態に至った時点で、国が原則として全住民の避難の即時実施を指示する。

**⇒高浜町、舞鶴市の各一部**

③ 次に、UPZ 内については、緊急時モニタリングが行われ、OIL2 を超える結果が測定された場合は、国が 1 日内を目途に避難対象区域を特定し、1 週間程度内の避難※2 の実施を指示する。また、OIL1 を超える結果が測定された場合は、国が数時間内を目途に避難対象区域を特定し、避難（移動が困難な者の一時屋内待避を含む。）の実施を指示する。

**⇒宮津市ほか**

④ なお、国による避難等の指示は、原則として、あらかじめ設定された避難等の実施単位（小学校区等）※3 に基づいて発出される。

**※1：原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項では、内閣総理大臣は、原子力緊急事態応急対策の実施区域を管轄する市町村長及び府県知事に対し、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことを指示するものとされている。**

**※2：原子力災害対策指針では、OIL2 を超える結果が測定された場合の措置を「一時移転」とし、「避難」と区別しているが、いずれも当該区域からの立退きが指示される点で変わりはないので、本計画では、いずれの場合も「避難」と表記する。**

**※3：京都府で設置される緊急時モニタリング用簡易型電子線量計（平成 27 年度設置予定）及び上司測定所（既存）で測定する地域単位を基本とする。**

| 測定所箇所名 | 避難実施地域 |
|---|---|
| 安寿の里もみじ公園内 | 由良地区 |
| 京都府立海洋高等学校内（上司測定所） | 栗田地区 |
| 杉末会館駐車場 | 宮津地区、上宮津地区、吉津地区 |
| 宮津市立府中小学校内 | 府中地区 |
| 宮津市立日置小学校内 | 日置地区、世屋地区 |
| 宮津市波見の里センター内 | 養老地区、日ヶ谷地区 |

※既存の上司測定所（海洋高等学校）測定値は府のホームページで公開されているが、新たに設置される簡易型電子線量計による測定値は、緊急時のモニタリング用として、非公開

## 2　広域避難を実施する場合の連絡等と対応内容

### （1） 国

・ 国は、原子力災害発生時に避難等の防護措置の実施を判断し、地方公共団体に必要な勧告・指示を行う。

・ 原子力災害対策指針では、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、気象予測や大気中拡散予測の結果等も参考にして、EAL 及び OIL に基づき必要となる防護措置の実施判断を行った上で、避難が必要な場合は、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えることとされている。

・　避難措置を円滑に実施するため、国は、避難指示を行うに当たり、地方公共団体・住民等に対し、避難指示を行う理由、避難完了の期限、国による支援措置の内容等を合わせて示す。

（２）　京都府

・　京都府は、国から避難指示があった場合は、本市と連携の上、事態の進展、緊急時モニタリングの結果等を考慮して、広域避難の必要性を速やかに判断する。

①京都府は、本市と協議し、府要領に基づく避難計画で定める避難先市町への避難が必要と判断したときは、当該避難先市町に広域避難の受入れを要請する。

②京都府は、広域避難要領に基づく避難計画で定める避難先市町から、当該市町で受入れの一部又は全部ができない旨の連絡を受けたときは、他の市町村又は関西広域連合に対し、その受入れができない部分について調整を行う。

③京都府は、本市と協議し、関西広域連合の「広域避難ガイドライン」に基づく避難計画で定める兵庫県への避難が必要と判断したときは、兵庫県への広域避難の受け入れを要請するとともに、その旨を関西広域連合に連絡する。

（３）　関西広域連合

①関西広域連合は、京都府から広域避難ガイドラインに基づく避難計画で定める兵庫県へ避難する旨の連絡を受けたときは、構成団体・連携県と情報共有を図り、避難の実施に備える。

②関西広域連合は、京都府から広域避難の受入調整の要請を受け広域避難ガイドラインに基づく避難計画で定める兵庫県へ避難ができないない場合、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元府県の他の構成府県・連携県と調整の上、その結果に基づく受入れの割当てを各府県に伝達する。

③関西広域連合は、関西圏域内だけでは広域避難の受入れができない場合は、国、全国知事会、相互応援協定を締結している他ブロック等と調整を行う。

（４）　宮津市

・　本市は、国から避難指示があった場合は、京都府と連携の上、事態の進展、緊急時モニタリングの結果等を考慮して、広域避難の必要性を速やかに判断する。

（５）　避難先市町及び兵庫県

①避難先市町は、速やかに広域避難の受入準備を行う。

②当該市町が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入れができない場合は、京都府に連絡する。

③京都府を通じて兵庫県へ避難の受け入れを要請した場合、兵庫県は、避難計画に定める市と受入調整を行い、速やかに避難の受け入れを行なう。

④兵庫県は、本市避難者の受入市が被災等のやむ得ない事情により事前に定めた人数の受け入れができない場合は、管内市町村及びカウンターパート設定において兵庫県を応援することになっている府県と調整を行い、京都府の意見も聴取して受入の割り当てを見直す。

⑤兵庫県は、上記でも受け入れができないときは、京都府及び関西広域連合に連絡する。

# Ⅳ 広域避難の実施

## １　自治会との連携

市は、住民の迅速かつ円滑な避難対応を行うため、高浜発電所の事故等により警戒体制が必要となった時点で、自治会に避難対策本部の設置による協力を要請する。

また、宮津市災害警戒本部は、その時点で、住民の生命を守るための緊急的な特例として、次の名簿を自治会避難対策本部に提供する。

① 自治会別住民名簿
　○住民基本台帳による最新の名簿
② 災害時避難要援護者名簿（非同意者含む）
　○災害対策基本法第４章第３節の規定に基づく名簿

### （１）自治会避難対策本部の設置

自治会避難対策本部は、次の事項を例として、各自治会の実情に応じて設置する。また、市は、あらかじめ「自治会避難対策本部運用マニュアル」を作成し、各自治会での事前の心構えと、その引き継ぎをお願いする。

① 構成：自治会長（本部長）、自治会役員、隣組長、民生児童委員等
② 設置場所：各自治会集会所（避難後は、避難先施設内）

### （２）自治会避難対策本部の役割

自治会避難対策本部の役割は、次に掲げるとおりとする。

なお、自治会未加入者（福祉施設、病院、事業所等を除く。）についても、可能な限りの対応をお願いする。

〔役　割〕
① 住民名簿と実在者の確認
② 「指定避難先への避難者」と「縁故等避難先への避難者」の調査・確認
③ 避難手段の確認（自家用車による避難の場合）
④ 自家用車を所有しない避難者の乗り合わせ調整
⑤ 市が提供する「災害時避難要援護者名簿」以外の方で、自家用車対応が困難な避難者の調査・確認
⑥ 避難後における避難状況の確認協力及び避難所運営

## ２　避難手段

### （１）基本的対応

①　避難のための移動手段は、自家用車又はバス等で避難する。

②　避難車両が増えると、交通渋滞、交通事故、駐車場不足等により、円滑な避難に支障を来たすおそれがあるため、自家用車で避難する場合は、避難者は京都府・本市の指示に従い、極力地域で乗り合わせるよう努める。

③　避難の経路及び時期が重複する場合の交通渋滞抑制策等について、関係府県相互に協議を行うとともに、内閣府、警察庁、道路管理者等の関係機関とも調整し、避難手段その他避難方法の整合を図るよう努める。

＜区域区分に応じた避難手段の基本的な考え方＞

| 区分 | 避難実施の判断基準 | 避難手段の基本的な考え方 |
|---|---|---|
| PAZ<br>（5km圏）<br>舞鶴市、高浜町の一部 | EAL：原子力施設の状況に応じて避難（放射性物質放出前）<br>・施設敷地緊急事態で避難準備を指示<br>・全面緊急事態で避難の即時実施を指示 | ・自家用車により迅速に避難する。<br>・自家用車を利用できない住民の避難手段を最優先に確保するため、早い段階で府内外のバスの手配や防災関係機関の車両等を確保する。 |
| UPZ<br>（30km圏）<br>○京都府<br>・宮津市<br>・舞鶴市<br>・福知山市<br>・綾部市<br>・南丹市<br>・伊根町<br>・京丹波町<br>○福井県<br>・小浜市<br>・高浜町<br>・おおい町<br>・若狭町<br>○滋賀県<br>・高島市<br>※高島市は避難者0 | OIL：空間放射線量率に応じて避難（放射性物質放出後）<br>・OIL2（20μSv/h）超で1日内を目途に避難対象区域を特定し、1週間程度内の避難の実施を指示<br>・OIL1（500μSv/h）超で数時間内を目途に避難対象区域を特定し、避難の実施を指示 | ・距離区分に応じて地区単位で段階的な避難を行う。<br>・段階的な避難を安全・確実に実施するため、集団で避難することを基本に、国及び京都府は、避難に必要なバスの台数の確保に努める。併せて、自家用車をはじめ、鉄道、船舶、航空機その他利用可能な手段を状況に応じて選択し、又は組み合わせて利用できるよう多様な避難手段を確保する。<br>・OIL1の場合は、地域によっては事前に計画したバス等の確保が間に合わないおそれがあるため、自家用車の乗り合わせ等により迅速に避難するとともに、自家用車を利用できない住民の避難手段を最優先に確保するよう努める。 |

＜区域区分に応じた避難の基本的な流れ＞

（ア）　PAZ（5km 圏）及び PAZ に準じた区域又は OIL１等の場合

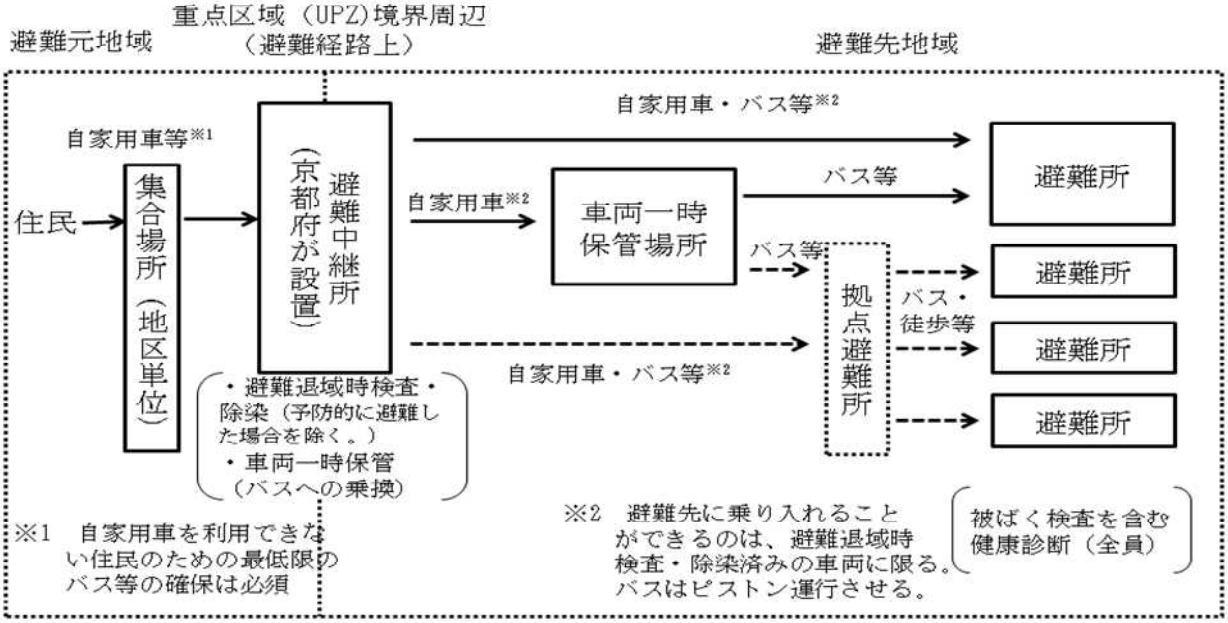


・　住民は、避難の指示に従い、地区（小学校区等）単位に、あらかじめ定めた集合場所から京都府・避難元市町が確保したバス等で避難中継所に移動し、避難退域時検査及び除染を行った上でバスを乗り換えて避難所又は拠点避難所に移動する。

（イ）　UPZ（30km 圏）の場合（OIL1 等の場合を除く。）

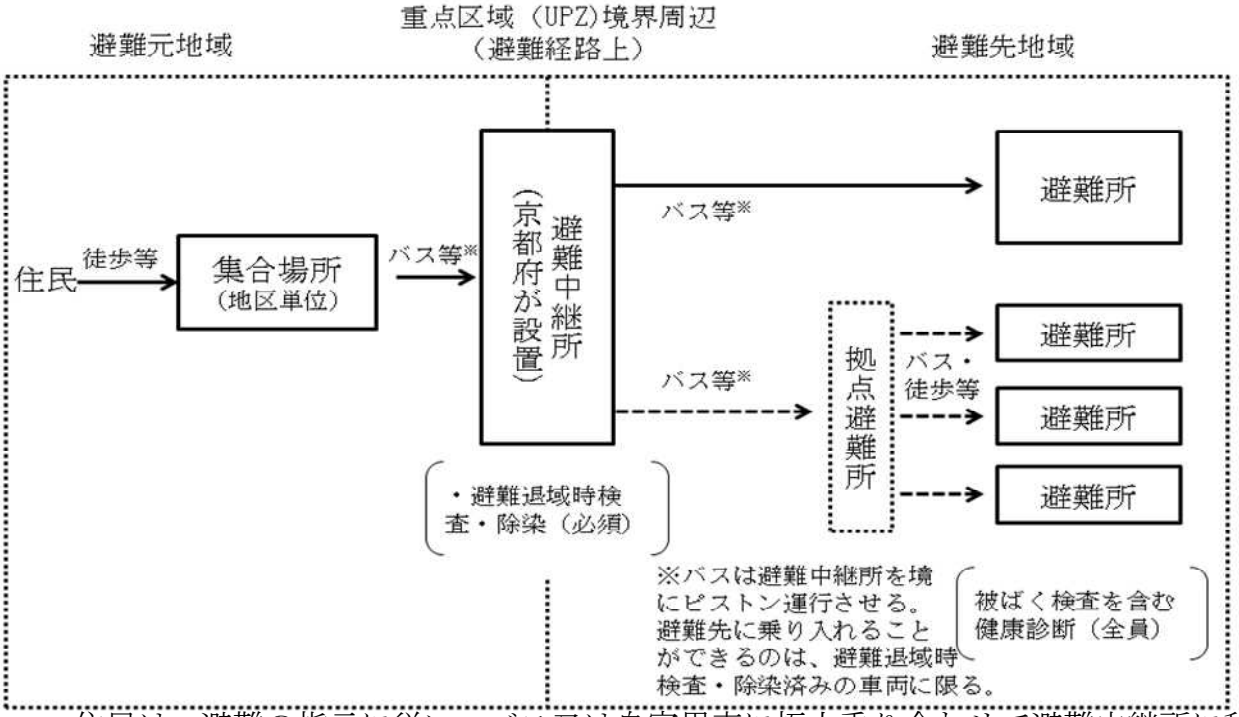


・　住民は、避難の指示に従い、バス又は自家用車に極力乗り合わせて避難中継所に移動し、放射性物質放出前に予防的に避難した場合を除き、避難退域時検査及び除染を行った上で、避難中継所又は車両一時保管場所に車両を一時保管しバス等に乗り換えて（避難先に車両の保管場所をあらかじめ確保できている場合を除く。）、避難所又は拠点避難所に移動する。

（2）**自家用車避難の留意事項**

・　円滑な避難を実現するためには、避難車両数を抑制する必要があるとの認識の下、自家用車で避難する場合は、極力地域で乗り合わせる。
・　京都府及び本市は、自家用車による避難を計画する場合であっても、自家用車を利用できない住民のため、最低限のバス等の確保を計画する。
・　避難に用いた車両は、避難中継所又は車両一時保管場所に、それぞれ一時保管しバス等に乗り換えて避難する。
・　車両一時保管場所等に一時保管した自家用車は、避難先での生活が落ち着き、避難先に保管場所を確保できた場合には、基準以上の汚染のないことを確認した上で、避難先に移動させることができる。

（3）**バスの確保**

・　段階的な避難を安全・確実に実施するため、集団で避難することを基本に、京都府は、国及び関西広域連合等の協力を得て、避難に必要なバスの台数の確保に努める。
・　京都府及び関西広域連合は、管内の府県バス協会との協定の締結等により、あらかじめ緊急輸送に関する協力体制を整備し、バスの確保を行う。
・　本市から避難中継所間のバスについては、原則として京都府及び本市が確保する。避難中継所から避難先市町村間のバスについては、京都府又は避難先市町が確保する。京都府は、府内のバス事業者だけでは必要な台数を確保できないときは、関西広域連合にバス確保の調整を要請する。

（単位:台）

| 府県名 | バス協会保有台数 | 府県名 | バス協会保有台数 |
|---|---|---|---|
| 京都府 | 2,261 | 和歌山県 | 706 |
| 福井県 | 882 | 三重県 | 1,230 |
| 滋賀県 | 1,000 | 鳥取県 | 540 |
| 大阪府 | 4,022 | 徳島県 | 515 |
| 兵庫県 | 3,917 | 石川県 | 1,229 |
| 奈良県 | 1,006 | 合　計 | 17,308 |

※福井エリア地域原子力防災協議会まとめ「緊急時対応」による。
※京都府及び福井県の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達
※上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業所に対し協力を要請

（4）**バスの運行**

・　迅速な避難の要請に応えるため、原則として、宮津市～避難中継所間のバスはUPZ内又はその周辺に営業所を有するバス事業者に、避難中継所～避難先市町村間のバスは避難中継所又は避難所周辺に営業所を有するバス事業者に、それぞれ運行を要請する。
・　京都府は、バス事業者に各災害対策本部、避難中継所等の拠点に運行管理者の派遣を求め、運行の管理に当たらせる。
・　バス事業者は、京都府等からの要請に基づき、車両及び運転手等を提供する。
・　バス事業者は、被ばく線量の管理の目安（一般公衆の被ばく線量限度である1mSv（実効線量）を基本とする。）を超えないよう運転手等を管理する。
・　運転手等が管理の目安を超えて被ばくすることがないよう、国又は京都府から、バス事業者に防護服や個人線量計等の装備を提供する。

・　運転手等が管理の目安を超えて被ばくするおそれがあるなど、バス事業者から必要な車両及び運転手等の提供を受けられない場合には、京都府は、国に代替手段の確保を求める。
・　バスについては、車両の避難退域時検査及び除染の手間を省くため、避難中継所を境にピストン運行させる。ただし、本市から避難中継所までのバスのうち、避難退域時検査の結果、基準以上の汚染のないことが確認できたバスについては、避難先に乗り入れることができる。

### （5）その他の避難手段の確保

・　京都府は、必要に応じ、災害対策基本法第 86 条の 14 に基づき、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請するほか、国、関西広域連合に対し、バス、鉄道、船舶等の確保の調整を要請する。

## ３　バス避難の場合の集合場所等

・　バスによる避難は、地域コミュニティの単位を維持して円滑に避難を行うため、本市においてあらかじめ定めた集合場所から行う。
・　市が避難勧告・指示を発令する場合は、対象地区の住民に対して速やかに広報を行うとともに、集合場所に職員を配置して運営に当たらせる。
・　集合場所への移動は、原則、徒歩とし、集合場所が遠距離となる住民等は、自治会避難対策本部等地域住民と協力し、自家用車の乗り合せに努める。
・　若年者は、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくの影響を受けやすいことから、在校中の児童・生徒、在園中の園児については、学校等の長の責任において、事態が悪化する前の早めの帰宅を指示するほか、時間的に余裕がない場合には、学校等から直接集団避難を行うことも想定しておく必要があるため、本市内の学校等は、京都府及び本市の協力を得て、原子力災害発生時の避難計画を策定するよう努める。

〈バス避難の場合の集合場所〉

| 避難地区 | 集合場所 | 避難地区 | 集合場所 |
|---|---|---|---|
| 宮津地区 | 宮津市民体育館 | 府中地区 | 府中小学校 |
| 上宮津地区 | 旧上宮津小学校 | 日置地区 | 日置小学校 |
| 栗田地区 | 栗田小学校 | 世屋地区 | |
| 由良地区 | 由良社会教育活用施設 | 養老地区 | 養老小学校 |
| 吉津地区 | 吉津小学校 | 日ヶ谷地区 | |

※自家用車の駐車は、各集合場所グランド及び近傍の駐車場を利用する。

## ４　避難経路

### （1）避難経路の原則

・　避難の実施を指示された住民は、避難中継所を経由し、避難退域時検査及び除染を行った上で所定の避難所へ避難する。
・　バスで避難する場合も自家用車で避難する場合も、高速道路及び国道等の幹線道路を基本にあらかじめ設定した避難経路で避難する。

（2）避難経路の設定

・　京都府と本市は、基本となる避難経路の設定と合わせて、避難経路の交通不能や交通渋滞に備えて、本市域の地理的状況、道路状況等を勘案し、あらかじめ代替経路を可能な限り複数設定する。

・　原子力災害発生時は、京都府と本市は、あらかじめ設定した複数の避難経路から、避難対象区域の範囲、道路状況、事態の進展等を勘案し、警察、道路管理者と協議の上、主たる避難経路を選定し、住民等へ指示する。

## 5　避難中継所

・　避難中継所については、京都府が避難経路上及び避難先市町等の協力（運営の委託を含む。）を得て、設置する。

・　避難中継所は、避難者（車両、人及びその携行品を含む。以下同じ。）の避難退域時検査及び除染を行うほか、車両の一時保管、バスの乗り換え等の機能を担う場所とする。

・　避難中継所は、汚染拡大防止の観点から、避難経路上の重点区域（UPZ）境界周辺に設置することを基本とする。

・　避難中継所から先には、基準以上の汚染が確認された車両等を除染することなく通過させてはならない。

・　避難中継所では、避難者の避難退域時検査及び除染を行うのに必要なスペースを確保する。また、基準以上の汚染が検出された車両及び人等の除染を行うスペースを確保するとともに、除染が完了していない車両等の一時保管スペースを確保する。

・　基準以上の汚染のないことが確認できた場合、自家用車については７の車両一時保管場所ないしは、基準以上の汚染があるが除染が完了していない車両と分けて避難中継所に一時保管する。

・　避難中継所で十分なスペースを確保できない場合は、京都府は避難中継所設置市町村の協力を得て、避難中継所のできる限り近傍に自家用車の一時保管・待機スペースを設置する。

**■避難中継所候補地**

| 施　設　名　称 | 所　　在　　地 |
|---|---|
| 綾部工業団地･交流プラザ | 綾部市とよさか町4 |
| 綾部市中央公民館 | 綾部市里町久田21－20 |
| 長田野公園体育館 | 福知山市長田野町2丁目 |
| 京都府立丹波自然運動公園 | 船井郡京丹波町曽根崩下代110－7 |
| 福知山市三段池公園 | 福知山市猪崎377－1 |
| 与謝野町勤労者総合福祉センター(野田川わーくぱる) | 与謝郡与謝野町四辻161 |
| 道の駅てんきてんき丹後 | 京丹後市丹後町竹野313－1 |

※本市の避難中継所は、交通渋滞等を勘案し、「野田川わーくぱる」を基本に、その段階の状況により選択するとする。

## ６　避難退域時検査及び除染

### （１）基本的対応

・　汚染拡大防止による避難の円滑な実施のため、京都府により、避難経路上の重点区域（UPZ）境界周辺に設置する避難中継所において、避難者の避難退域時検査及び除染を実施する。

・　京都府及び関係市町は、避難者が避難退域時検査及び除染を受けた後に円滑に避難先に避難できるよう相互に連携・協力する。

・　基準以上の汚染が検出された車両の除染方法、十分な除染ができない場合の保管・管理方法等における具体的な解決策を含む基本的な考え方については、今後、国が基本方針を示すこととされており、方針が示された後に、「広域的な地域防災の検討チーム」等において、当該基本方針をもとに具体的な対応が検討される。

### （２）事前の体制整備

・　京都府は、国のガイドラインに基づき、国、原子力事業者、関係府県等と連携して、避難退域時検査及び除染の実施体制（例：必要となる人員・責任者、必要となる資機材の種別・数量・配備場所（避難先市町への貸与を含む。））を計画する。

・　京都府は、災害発生時に必要な数量を速やかに確保できるよう、避難退域時検査で使用する主な資機材として、ゲート型モニター、ＧＭサーベイメータ等をあらかじめ保有する。

・　京都府は、関西広域連合及び関係府県等と連携して、あらかじめ国、原子力事業者等と協議し、避難退域時検査及び除染の実施に関して人員・資機材の協力を得る手順を整備する。

・　京都府は、関西広域連合及び関係府県等と連携して、避難退域時検査・除染の従事者として放射線技師その他医療関係者等の協力を得るため、関係機関・団体との協定の締結等により、あらかじめ協力要請の手順等を取り決めるとともに、平素から従事者の研修を実施し、人材育成を図る。

・　放射線技師の協力を得るに当たっては、各技師が勤務する病院等の理解を得る必要があることから、病院等に対し病院協会等を通じた事前の働きかけを行う。

### （３）実施体制

・　京都府は、広域避難を実施するときは、事前に選定した候補地の中から放射線量のバックグラウンド値が十分低い場所を選んで避難中継所を開設し、あらかじめ計画した手順により、速やかに責任者その他人員・資機材を配備するとともに、状況に応じて避難中継所を増設する。

・　原子力事業者は、避難退域時検査及び除染の実施に必要な人員・資機材を可能な限り提供するほか、避難退域時検査及び除染が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

・　国は、避難退域時検査及び除染の実施に必要な人員・資機材を提供するほか、専門的・技術的助言を行うとともに、あらかじめ確保している人員・資機材が不足する場合には、これらを速やかに全国から調達して提供するなど、事故の状況、事態の進展等に応じて必要な支援を行う。

### （４）実施方法

・　避難者の避難退域時検査及び除染は、国が定める標準的な実施方法等により、京都府が府内市町村等の協力（業務の委託を含む。）を得て実施する。

・　避難者を避難中継所に長時間滞留させることのないよう、避難退域時検査及び除染は次のような方法により効率的に実施する。

▲　放射性物質が原子力事業所外に放出される前に予防的に避難した避難者については、避難中継所に到着するまで放射性物質の放出がなく基準以上の汚染がないと合理的に判断できる場合には、避難退域時検査を省略することができる。

▲　ゲート型モニターが利用可能な場合は、ゲート型モニターにより避難退域時検査を行う。ゲート型モニターにより 0IL4 を超える汚染が検出された場合にはＧＭサーベイメータにより汚染箇所を特定して除染を行う。

▲　自家用車・バス等の車両で避難した場合は、以下による。

ア　まず車両の避難退域時検査を行い、車両に 0IL4 を超える汚染が検出されない場合は、その乗員及び携行品も同様とみなす。

イ　車両に 0IL4 を超える汚染が検出された場合は、乗員のうち同様の避難行動を行った集団ごとに代表者に対して避難退域時検査を行い、代表者に 0IL4 を超える汚染が検出されない場合は、その集団全員及び携行品も同様とみなす。

ウ　代表者に 0IL4 を超える汚染が検出された場合は、その集団の他の乗員全員及び携行品に対して避難退域時検査を行う。

### （5）避難退域時検査済証の発行及び記録票の作成

・　京都府は、広域避難を円滑に実施するため、避難退域時検査・除染の結果、基準以上の汚染のないことが確認できた者について避難退域時検査済証を発行するとともに、避難退域時検査・除染に関する記録票を作成し、適切に保管するよう努める。

・　放射性物質が高浜発電所外に放出される前に予防的に避難した避難者であって、避難中継所に到着するまで放射性物質の放出がなく基準以上の汚染がないと合理的に判断できる場合により避難退域時検査を省略した者には、合理的な理由により避難退域時検査を省略した旨を記した避難退域時検査済証の発行等を検討する。

・　本市は、汚染拡大防止及び避難先での円滑な受入れのため、避難時は必ず避難中継所を経由し、避難退域時検査済証を受け取った上で所定の避難所へ避難するよう、あらかじめ住民に周知するよう努める。

・　避難退域時検査済証の発行、記録票の作成等の具体的な手順・様式等については、国の対応方針が示されていないことから、今後の検討課題とする。

## 7　車両一時保管場所

・　避難退域時検査及び除染の結果、基準以上の汚染のないことが確認できた自家用車であっても、避難先に保管場所をあらかじめ確保できていない場合には、５の(1)に定める避難中継所に一時保管するほか、車両一時保管場所に一時保管する。

・　車両一時保管場所から避難所又は拠点避難所への移動手段については、京都府及び避難先市町が協力して手配・案内する。

・　京都府及び避難先市町は、必要に応じて円滑に車両一時保管場所を設置できるよう、あらかじめ候補地の選定を行なう。

・　車両一時保管場所の候補地は次表のとおりである。

| 施設名称 | 所　在　地 |
|---|---|
| 長田野工業団地アネックス京都三和 | 福知山市三和町みわ |
| 長田野工業団地 | 福知山市長田野 |

# Ⅴ 避難所と避難者支援

## １　避難所

### （１）避難所の設置

・　避難所は災害対策基本法に基づき、避難先市町が設置する。

※　災害対策基本法第 86 条の 8 第 3 項において、広域一時滞在の協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れること、この場合において、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならないこととされている。

### （２）拠点避難所の設置

・　避難先市町は、避難者の受入れを行うほか、最終的な避難所への振り分けを行う場所として、必要に応じて大規模施設に拠点避難所を開設することができる（拠点避難所の開設は必須ではない。）。

・　拠点避難所から最終的な避難所への移動手段については、京都府の協力を得て、避難先市町が手配する。

・　避難先市町は、拠点避難所を開設する場合は、拠点避難所の名称と所在地を広域避難計画等に定めるほか、最終的な避難所の名称と所在地についても定める。

### （３）避難所の開設期間

・　避難所の開設期間は、原子力災害の特性に配慮し、目安として 2 か月を上限とする。

・　避難所の開設期間は、国の基準では「災害発生の日から 7 日以内」であり、7 日以内の閉鎖が困難なときは、事前に厚生労働大臣へ協議し必要最小限度の期間を延長することができるとされている。上述の「目安として 2 か月を上限」は、期間延長が必要な場合でも、一定の区切りとして 2 か月を目安に避難所を閉鎖すべき旨を示したものである。

・　特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、速やかに二次避難先を確保し、避難所の早期解消を図る。

### （４）旅館・ホテル等の取扱い

・　避難所は公共施設等を活用して開設するのが原則であるが、避難所が不足する場合や高齢者等の利用に配慮した避難所が必要な場合等には、公的な宿泊施設や民間の旅館・ホテル等を借り上げて避難所とすることも可能であり、積極的な活用が望まれる。

・　旅館・ホテル等については、以下の活用方法が考えられる。

ア　高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の利用に配慮した避難所

イ　周辺の避難所入所者のための入浴施設

ウ　公共施設等での避難生活が長引く場合の休養・リフレッシュ用の一時滞在施設

エ　二次避難先

## ２　避難者支援

### （１）避難所の運営

#### ①　基本的対応

・　避難開始当初は、本市災害対策本部は住民の送り出し等に全力を挙げなければならないため、避難先の避難所運営を行うのは事実上困難と考えられることから、避

難先市町が避難所運営において積極的な役割を担うものとする。

・　原子力災害の場合は、広域避難先の市町は、通常の行政サービスを行いながら被災者支援を行うこととなるため、避難所運営体制には限界がある。このため、避難所開設当初の避難先市町主導の運営から、本市による運営へ、さらには避難者による自主運営へと運営体制を順次切替えていく。

・　避難所運営体制の移行は、避難先市町から本市に引継ぎ、次いで市から避難者に引継ぐ。各避難所には本市職員、国・府からの応援派遣員が常駐するか、担当者を決めて高い密度で巡回する。

**＜広域避難における避難先市町の避難所運営に係る役割例＞**

| 時期 | 役　割 | 摘　要 |
|---|---|---|
| 初動期～応急対応期 | 避難所の開設・施設管理 | 施設管理者が実施。 |
| | 開設当初の避難所運営 | 当初3日間を目安に避難先市町が主導。避難元市町による運営、避難者による自主運営に順次切替え。 |
| | 仮設トイレの設置 | 避難所の設備状況や避難者数に応じて手配。 |
| | 生活物資の調達・配布 | 京都府と連携して実施。不足する場合は関西広域連合に広域調整を要請。 |
| | 罹災証明の発行 | 必要に応じ避難元市役所・町役場と連携して実施。 |
| | 生活支援情報サービスの提供 | |

**②　避難所運営に必要な人員・物資の確保**

・　避難所の施設管理は、避難所の運営体制に関わらず、施設管理者が継続して行う。

・　避難所運営に必要な人員・物資は、京都府と本市及び避難先市町が協力して確保し、不足する場合は、関西広域連合を通じ、関西府県・市町村に協力を要請する。関西広域連合を通じた人員・物資の確保手順は、関西広域応援・受援実施要綱によるものとする。

**③　生活支援サービスの提供**

・　避難先では、避難者の誰もが適切な生活支援サービスを受けられるよう、京都府、本市及び避難先市町間で情報共有を図るとともに、国に対し財源の手当ても含めた包括的な支援メニューの整備を働きかける。

・　京都府及び本市は、避難先市町、国その他関係機関・団体の協力を得て、避難期間が長期に及ぶ場合の就労のあっせんや住まいの確保、さらには移住も含め、避難者のニーズにきめ細かく対応した支援を行う。

**④　行政機能移転**

・　本市は、避難者の生活支援サービスの提供を行うため、避難所近辺に行政機能を移転する。

・　移転場所は、避難先市町の協力を得て京都府が確保する。

・　移転場所の候補地は次表のとおりである。

| 避難元市町名 | 施 設 名 称 | 所　在　地 |
|---|---|---|
| 宮　津　市 | けいはんなプラザ | 相楽郡精華町光台 1-7 |
| 舞　鶴　市 | 京都府総合見本市会館<br>（京都パルスプラザ） | 京都市伏見区竹田鳥羽殿町 5 |
| 伊　根　町 | 精華町役場 | 相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70 |

府内西方面及び兵庫県の移転場所は、別途調整

（2）被ばく検査を含む健康診断の実施

・　避難中継所における避難退域時検査で OIL4 を超える汚染が検出されなかった避難者も含め、避難者各人の健康管理のための被ばく検査を含む健康診断の実施については、国の対応方針が示されていないことから、今後の検討課題とする。

（3）二次避難への移行

① 基本的な考え方

・　原子力災害の場合は、原子力施設の状況や放射性物質の放出による地域の汚染状況により、居住地に早期に戻れないおそれがある。避難者の避難生活の安定確保と避難所を提供する避難先市町の負担の軽減を図るため、避難の長期化に備えた二次避難先の確保が必要となる。

・　京都府及び本市は、可能な限り早期に二次避難先への移行を進める。特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、避難先市町の児童･生徒の教育への影響に配慮し、早期解消を図るため速やかに二次避難先を確保する。

② 二次避難先の確保

・　京都府は、府内市町村と連携し、二次避難先の確保に努める。

・　京都府及び本市は、避難先市町の協力を得て、二次避難先の確保に当たり必要となる避難者数及び世帯数の把握、各避難世帯の意向把握に努める。

・　二次避難先としては、①公営住宅（独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）が管理する賃貸住宅を含む。)、②民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅（みなし仮設)、③国・地方公共団体の職員官舎を確保し、それでもなお不足する場合に、④応急仮設住宅を整備する。

・　京都府は、公営住宅、みなし仮設、職員官舎、応急仮設住宅整備用地の確保を円滑に進めるため、関西広域連合と協議し、これらの確保に係る広域調整の手順を検討するほか、関係する事業者団体との協力関係の構築に努める。

・　二次避難先への移行を円滑に進めるため、当面必要となる家電製品等の生活用品の確保（無償提供等）について、国、日本赤十字社、経済団体等に協力を求める。

③ 旅館・ホテル等を二次避難先とする場合の取扱い

・　応急仮設住宅の供与期間は原則 2 年以内とされているが、こうした長期間にわたり、本来営業の用に供する旅館・ホテル等を災害対応の用に供するのは適当でないと考えられることから、旅館・ホテル等を二次避難先とする場合は、あらかじめ事業者と協議して、利用期間を定めておくことが望ましい。

## 3　関西広域連合への応援要請

・　必要とする避難先や避難の受入れに必要な人員・資機材等の確保が困難な場合は、府を通じ関西広域連合に応援要請を行う。

# Ⅵ 避難行動要支援者の広域避難

## 1　基本的対応

- 　避難行動要支援者については、避難行動自体がリスクとなる可能性を考慮し、移動の困難性やリスクの程度など各人の特性を踏まえた避難計画を策定する必要がある。
- 　避難行動要支援者の避難先については、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が調整・確保を行う。
- 　京都府は、国の補助を受けて、施設に対して放射線防護対策工事を実施する社会福祉法人等を支援する。
- 　今後、本市においては、災害対策基本法及び内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、市町村が災害全般に対応する避難行動要支援者の個別避難計画の策定に取り組むこととしており、これに合わせて、原子力災害の特性を踏まえ、広域避難先の調整、移送手段の確保等について、京都府の支援を要請する。
- 　なお、想定される避難行動要支援者の広域避難パターンは次のとおり。避難行動要支援者の特性に応じて、迅速な避難の実施、移動のリスクの軽減の双方の観点から、広域避難先の調整、移送手段の確保など十分な準備を行う必要がある。
- 　避難手段については、特殊な車両が必要となるなど、府県・市町村による確保には限界があるため、国の緊急時対応に基づく実動組織による移送を含めて要請する。

### （1）医療機関等入院患者

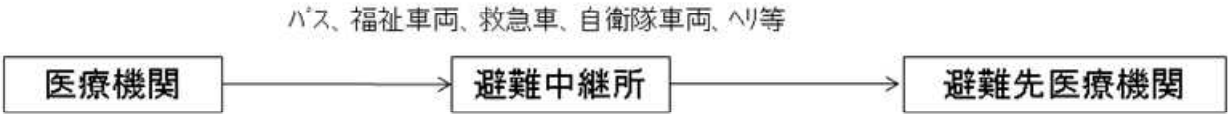


### （2）社会福祉施設入所者・通所者

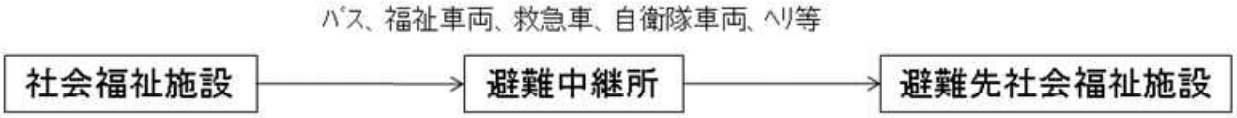


※社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

### （3）在宅要支援者

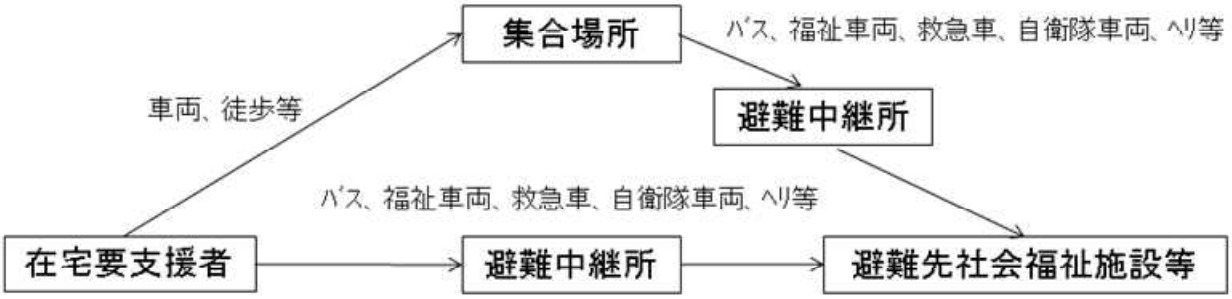


※介助する家族等がいるかどうかで異なる扱いを検討する必要がある。
※心身の状況により社会福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院等の措置が必要な在宅要支援者については、当該措置を講じる。

## ２　避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難先については、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が調整・確保を行うが、調整に当たっては、避難行動要支援者情報の共有が不可欠であるため、災害対策基本法第４章第３節（避難行動要支援者名簿の作成等）の規定に基づき、必要な情報共有を行う。

## ３　避難行動要支援者の避難先施設

・　受入施設の基本的な考え方は、以下の条件を元に調査が行なわれたものに、現在の避難者数を割り当てたもの。

①福祉施設の受入入所者は、定員の 10%までの受入を目標とする。

②受入施設においては、共同生活室、機能訓練室、多目的ホールなど居室以外のスペースの活用を基本とする。

③避難者１人当たりの利用スペースは、概ね５㎡とする。

④受入施設での滞在は、概ね１ヶ月程度とする。

・　避難者と受入施設の考え方は、以下のとおり。

| 区　分 | 避難者・避難元 | 受入先 |
|---|---|---|
| 在宅重度要配慮者 | 高齢者 | 特別養護老人ホーム |
| | 身体障害者 | 障害者支援施設（身体)、障害福祉サービス事業所 |
| | 知的･精神障害者 | 障害者支援施設（知的)、障害福祉サービス事業所 |
| 福祉施設入所者 | 特別養護老人ホーム | 特別養護老人ホーム |
| | 老人保健施設 | 老人保健施設 |
| | 養護老人ホーム | 養護老人ホーム |
| | 軽費老人ホーム | 軽費老人ホーム |
| | 障害者支援施設（身体） | 障害者支援施設（身体)、障害福祉サービス事業所 |
| | 障害者支援施設（知的） | 障害者支援施設（知的)、障害福祉サービス事業所 |
| | 児童養護施設等 | 児童養護施設等 |

⑤本市の避難先施設は、資料編に示す。

## Ⅶ 観光客等への対応

観光客等一時滞在者については、時間的余裕のない場合等を除き、高浜発電所が警戒事態に至った段階で、UPZ 圏外に退去するよう誘導する。

### （１）情報伝達

観光客等への情報伝達は、住民と同様に防災行政無線、携帯電話緊急速報メール等を通じて行うとともに、観光事業者、集客施設管理者等と連携し、市外退去を呼びかける。

京都丹後鉄道は、各駅構内における放送等を通じて、列車の運行状況、発車時刻等を周知する。

第八管区海上保安本部宮津海上保安署は、船舶放送を通じて海上遊漁者等に対して避難を呼びかける。

### （２）避難手段

観光客等一時滞在者の避難手段については、原則として来訪手段と同様の手段で避難する。

## Ⅷ 避難状況の確認

市は、住民等の避難状況の確認を次により行う。

### （１）市内残留者の確認

避難指示後の市内残留者の確認については、市職員、消防署員、警察署員及び国、府の応援派遣員により調査班を編成し、戸別訪問（ローラー作戦）により行う。

### （２）避難先の把握

避難先の確認については、次のとおりとする。

① 市指定避難先への避難者は、避難先において自治会避難対策本部と連携し確認する。

② 福祉施設入所者、病院入院患者、関係職員等の避難者、避難先については、各施設・機関責任者と連携し確認する。

③ 縁故等独自避難先への避難者は、避難時の「避難先メモ」による確認のほか、自治会、親戚、知人等からの情報入手と併せ、国、府、NTT西日本との連携による受付電話の開設や、防災お知らせメール、インターネット、テレビ、ラジオ、災害用伝言ダイヤル等を通じて情報収集を行う。

# 資　料　編

○ 原発からの距離図

○ 避難先市町の位置図（京都府内）

○ 関西広域連合の避難先内容

○ 自治会の避難所詳細

○ 避難行動要支援者の避難先施設

○ 広報文例・メール配信追記事項

○ 避難先メモ参考様式

# ○原子力発電所からの距離図

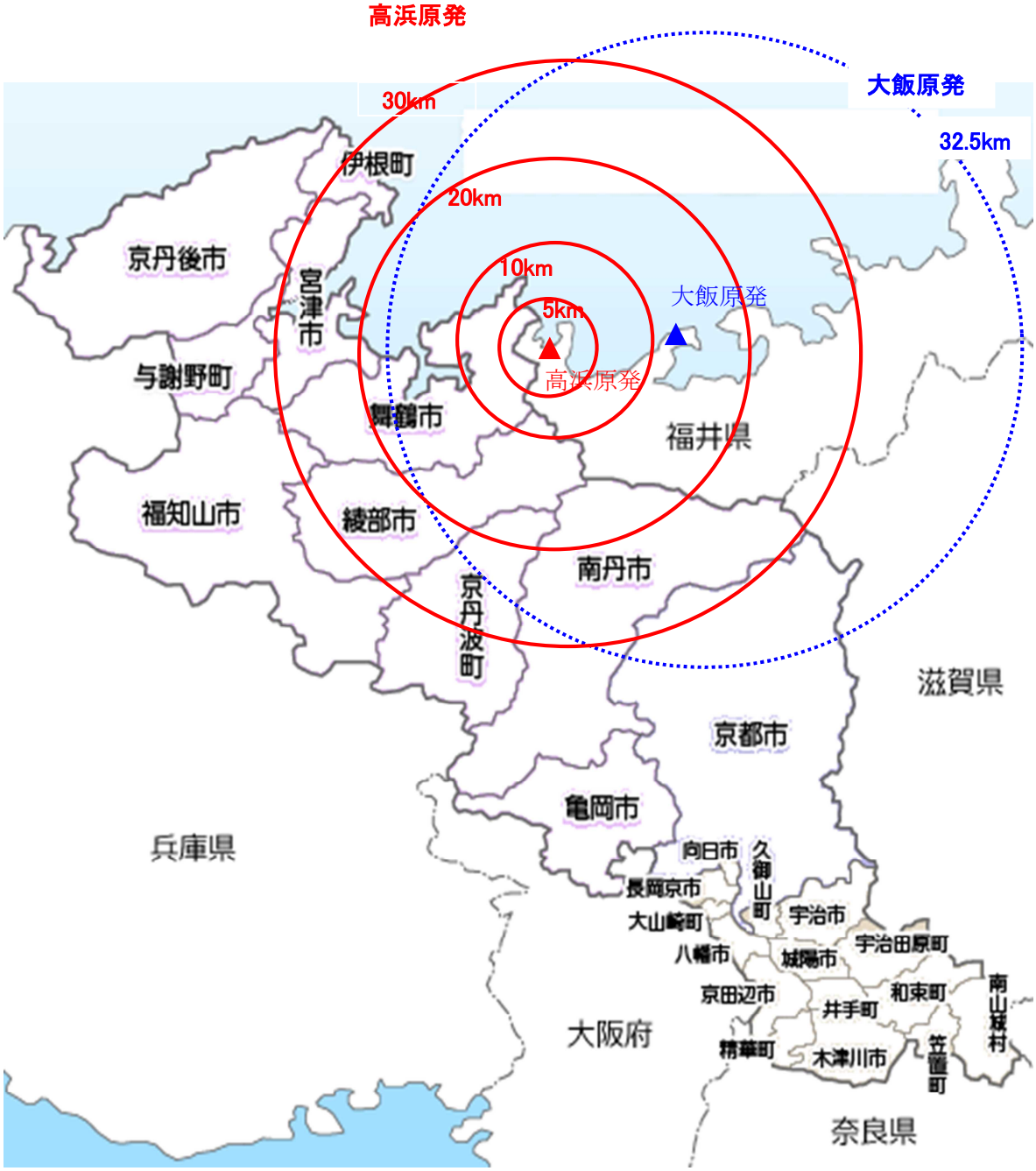

## ○ 避難先市町の位置図（京都府内）

○西方面避難

（単位：人）

| 避難先市町 | 受入人数 |
|---|---|
| 福知山市 | 6,600 |
| 京丹後市 | 9,400 |
| 与謝野町 | 4,300 |

○南方面避難

（単位：人）

| 避難先市町 | 受入人数 |
|---|---|
| 木津川市 | 5,100 |
| 京田辺市 | 5,000 |
| 八 幡 市 | 5,100 |
| 長岡京市 | 5,100 |

※いずれも、受入れ確保人数20,300人

# ○ 関西広域連合の避難調整内容

| 避難元府県 | 避難元市町 | 対象人口（人） | 避難先 府県 | 地域 | 市町村 |
|---|---|---|---|---|---|
| 福井県（嶺南西部）1市3町 66,900人 | 小浜市 | 31,100 | 兵庫県（4市5町） | 中播磨 | 姫路市、市川町、福崎町、神河町 |
| | | | | 但馬 | 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町 |
| | 高浜町 | 11,000 | 同（2市1町） | 阪神北 | 宝塚市、三田市、猪名川町 |
| | おおい町 | 8,700 | 同（2市） | 阪神北 | 伊丹市、川西市 |
| | 若狭町 | 16,100 | 同（7市1町） | 北播磨 | 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町 |
| | | | | 丹波 | 篠山市、丹波市 |
| （嶺南東部） | 敦賀市 | （68,300） | 奈良県 | 奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市 | 注 |
| 滋賀県 2市 57,600人 | 長浜市 | 27,600 | 大阪府（19市6町1村） | 大阪市 | |
| | | | | 泉北 | 堺市、和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町 |
| | | | | 中河内 | 八尾市、東大阪市、柏原市 |
| | | | | 南河内 | 松原市、藤井寺市、羽曳野市、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 |
| | | | | 泉南 | 岸和田市、泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町 |
| | 高島市 | 30,000 | 同（15市3町） | 大阪市（再掲） | |
| | | | | 豊能 | 豊能町、能勢町、池田市、豊中市、箕面市 |
| | | | | 三島 | 吹田市、高槻市、茨木市、島本町、摂津市 |
| | | | | 北河内 | 枚方市、守口市、門真市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市 |
| | | | 和歌山県 | ※予備枠 | |
| 京都府 5市2町 128,500人 | 福知山市 | 600 | 兵庫県（1町） | 西播磨 | 上郡町 |
| | 舞鶴市 | 89,000 | 同（4市） | 神戸市 | |
| | | | | 阪神南 | 尼崎市、西宮市 |
| | | | | 淡路 | 淡路市 |
| | | | 徳島県（1市2町） | 鳴門市、松茂町、北島町 | |
| | 綾部市 | 9,300 | 兵庫県（4市2町） | 西播磨 | 相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、佐用町 |
| | 宮津市 | 20,300 | 同（3市） | 東播磨 | 明石市、加古川市、高砂市 |
| | 南丹市 | 4,200 | 同（2市） | 淡路 | 洲本市、南あわじ市 |
| | 京丹波町 | 3,500 | 同（1市） | 阪神南 | 芦屋市 |
| | 伊根町 | 1,600 | 同（2町） | 東播磨 | 稲美町、播磨町 |
| | | | 徳島県 | ※予備枠 | |
| 計（避難元市町数計8市5町） | | 253,000 | 避難先市町村数計63市23町1村　※予備枠を除く。〔内訳〕大阪府33市9町1村（全市町村）、兵庫県29市12町（全市町）、徳島県1市2町 | | |

（注）福井県嶺南東部→奈良県のマッチングは、福井県が奈良県と直接協議して調整。本表では関西圏域への広域避難の全体像を示すため参考として掲載（計には入れていない。）。

**（注）人口は、マッチング調整時（平成 24 年 12 月末人口）のもの**

【広域連合における広域避難先の調整方針】

①カウンターパート方式で支援する。

（カウンターパート設定）

| 被災府県 | 主たる応援府県 |
|---|---|
| 福井県 | 兵庫県 |
| 滋賀県 | 大阪府（幹事）、和歌山県<br>（必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。） |
| 京都府 | 兵庫県（幹事）、徳島県<br>（必要に応じ、鳥取県に協力を求める。） |

※応援府県の管内の政令市は同一の被災府県の支援を行う。

②避難先は、UPZ（概ね30km圏）外を基本とする。

③避難元府県・市町の避難先についての希望をできる限り尊重する。

④福井県、滋賀県、京都府は、他府県の避難先としては想定しない。

⑤最短の避難経路を前提として避難に要する時間距離が、全体として可能な限り短くなるよう努める。

【避難元及び広域避難（府県外避難）先の全体像】

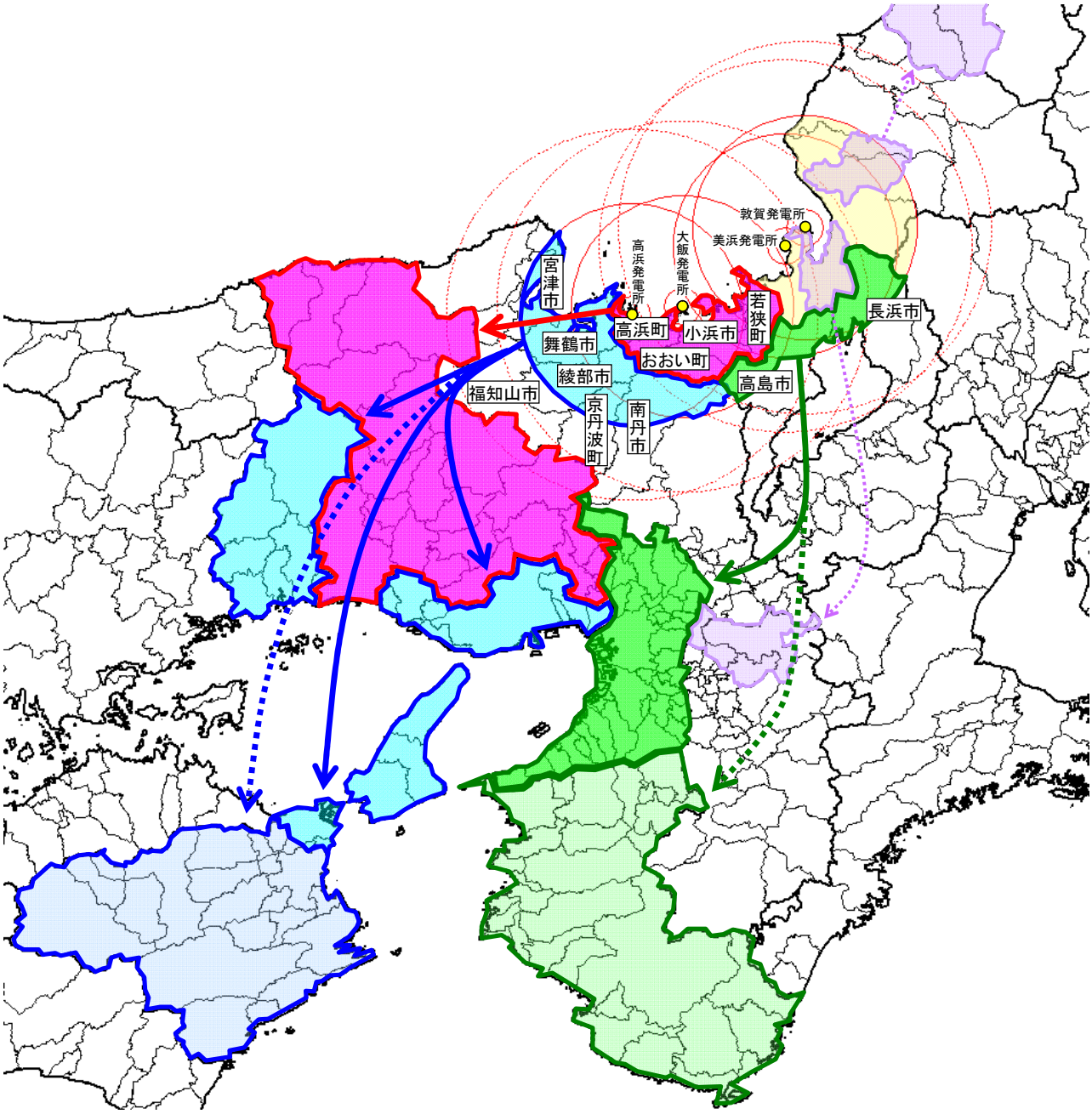

# ○ 自治会の避難所詳細

京都府内 西方面 避難先詳細

| 避難元 | | | | | | 避難先 | | | 集合場所 | | 避難中継所 | | 主な避難経路 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自治連合協議会地域 | | | 自治会 | | | 市町村名 | 避難所 | | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | |
| 地区名 | 世帯数 | 人口 | 地区名 | 世帯数 | 人口 | | 名称 | 所在地 | | | | | |
| 宮津中部 | 680 | 1,392 | 本町 | 69 | 131 | 与謝野町 | 与謝小学校体育館 | 与謝郡与謝野町滝468 | 宮津市民体育館 | 宮津市字浜町3000 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 国道176号 |
| | | | 新浜 | 58 | 115 | | | | | | | | |
| | | | 魚屋 | 112 | 249 | | 大江山運動公園体育館 | 与謝郡与謝野町滝881-1 | | | | | |
| | | | 宮本 | 105 | 222 | | | | | | | | |
| | | | 柳縄手 | 65 | 132 | | | | | | | | |
| | | | 万町 | 114 | 216 | | 加悦地域公民館 | 与謝郡与謝野町加悦451-2 | | | | | |
| | | | 大久保 | 43 | 95 | | | | | | | | |
| | | | 島崎 | 41 | 85 | | | | | | | | |
| | | | 京街道 | 73 | 147 | | 元気館 | 与謝郡与謝野町加悦433 | | | | | |
| 宮津西部 | 728 | 1,529 | 金屋谷 | 43 | 86 | 与謝野町 | 江陽中学校 | 与謝郡与謝野町四辻893 | 宮津市民体育館 | 宮津市字浜町3000 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 国道176号 |
| | | | 亀ヶ丘 | 88 | 194 | | | | | | | | |
| | | | 松ケ岡 | 88 | 184 | | | | | | | | |
| | | | 池ノ谷 | 28 | 56 | | | | | | | | |
| | | | 浪花 | 88 | 181 | | 中央公民館 | 与謝郡与謝野町四辻142-1 | | | | | |
| | | | 白柏 | 60 | 128 | | 野田川体育館 | 与謝郡与謝野町四辻145 | | | | | |
| | | | 日吉 | 73 | 133 | | | | | | | | |
| | | | 漁師町 | 159 | 349 | | 市場小学校体育館 | 与謝郡与謝野町幾地1013 | | | | | |
| | | | 杉末 | 101 | 218 | | 岩屋小学校 | 与謝郡与謝野町岩屋278-1 | | | | | |
| 宮津東部 | 1,449 | 3,156 | 鶴賀 | 122 | 237 | 京丹後市 | 弥栄社会体育館 | 京丹後市弥栄町木橋1446 | 宮津市民体育館 | 宮津市字浜町3000 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 国道176号 |
| | | | 城内 | 63 | 121 | | 大宮社会体育館 | 京丹後市大宮町口大野208-1 | | | | | |
| | | | 城東 | 510 | 1,129 | | （旧）大宮第３小学校 | 京丹後市大宮町森本782 | | | | | |
| | | | | | | | 大宮社会体育館 | 京丹後市大宮町口大野208-1 | | | | | |
| | | | 城南 | 196 | 438 | | 峰山地域公民館 | 京丹後市峰山町杉谷1030 | | | | | |
| | | | 旭が丘 | 104 | 224 | | 網野地域公民館（網野体育センター除く） | 京丹後市網野網野418 | | | | | |
| | | | 第2旭が丘 | 85 | 205 | | | | | | | | |
| | | | 西波路 | 149 | 343 | | 大宮地域公民館 | 京丹後市大宮町口大野295 | | | | | |
| | | | 波路町 | 174 | 355 | | 網野体育センター | 京丹後市網野網野418 | | | | | |
| | | | グンゼ | 46 | 104 | | （旧）黒部小学校 | 京丹後市弥栄町黒部3299 | | | | | |
| 宮津城南部 | 890 | 1,948 | 滝馬 | 251 | 516 | 福知山市 | 三和荘体育館 | 福知山市三和町寺尾権現4 | 宮津市民体育館 | 宮津市字浜町3000 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 国道176号 |
| | | | | | | | 三和会館 | 福知山市三和町千束383 | | | | | |
| | | | 百合が丘 | 259 | 560 | | 福知山高校三和分校 | 福知山市三和町千束小字橋ヶ谷35-1 | | | | | |
| | | | 福田 | 78 | 184 | | 川合小学校 | 福知山市三和町上川合647 | | | | | |
| | | | 宮村上 | 49 | 87 | | 川合保育園 | 福知山市三和町岸654 | | | | | |
| | | | 宮村 | 40 | 105 | | 細見小学校 | 福知山市三和町千束3-57 | | | | | |
| | | | 辻町 | 213 | 496 | | 菟原小学校 | 福知山市三和町菟原中883-2 | | | | | |
| | | | | | | | 三和中学校 | 福知山市三和町千束660 | | | | | |
| | | | | | | | 菟原児童館 | 福知山市三和町菟原下1566-1 | | | | | |
| 宮津城東部 | 568 | 1,343 | 惣 | 135 | 273 | 与謝野町 | 加悦谷高等学校体育館 | 与謝郡与謝野町三河内810 | 宮津市民体育館 | 宮津市字浜町3000 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 国道176号 |
| | | | 東国名賀 | 12 | 24 | | | | | | | | |
| | | | 東波路 | 81 | 206 | | | | | | | | |
| | | | 獅子崎 | 57 | 118 | | | | | | | | |
| | | | つつじが丘 | 69 | 209 | | | | | | | | |
| | | | 問屋町 | 26 | 57 | | | | | | | | |
| | | | 府営東波路団地 | 31 | 90 | | | | | | | | |
| | | | 山中 | 18 | 40 | | 桑飼小学校体育館 | 与謝郡与謝野町明石2120 | | | | | |
| | | | 波路 | 103 | 238 | | 加悦小学校体育館 | 与謝郡与謝野町加悦1061 | | | | | |
| | | | 皆原 | 36 | 88 | | 三河内小学校体育館 | 与謝郡与謝野町三河内1858 | | | | | |
| 上宮津地区 | 552 | 1,157 | 小田 | 95 | 215 | 福知山市 | 六人部中学校 | 福知山市字多保市132 | （旧）上宮津小学校 | 宮津市字小田235 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 府道9号⇒宮津天橋立IC⇒与謝天橋立IC⇒国道176号 |
| | | | 喜多 | 135 | 323 | | 六人部地域公民館 | 福知山市字多保市162-2 | | | | | |
| | | | 今福 | 41 | 81 | | 上六人部小学校 | 福知山市字三俣577 | | | | | |
| | | | 天神 | 74 | 147 | | 下六人部小学校 | 福知山市字長田232 | | | | | |
| | | | 鳥が尾 | 167 | 306 | | 下六人部児童センター | 福知山市字長田2661 | | | | | |
| | | | 松縄手 | 40 | 85 | | 中六人部小学校 | 福知山市字大内1765 | | | | | |

## 京都府内　西方面　避難先詳細

| 避難元 | | | | | | 避難先 | | | 集合場所 | | 避難中継所 | | 主な避難経路 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自治連合協議会地域 | | | 自治会 | | | 市町村名 | 避難所 | | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | |
| 地区名 | 世帯数 | 人口 | 地区名 | 世帯数 | 人口 | | 名称 | 所在地 | | | | | |
| 栗田 | 867 | 2,021 | 新宮 | 32 | 86 | 福知山市 | 厚生会館 | 福知山市字中ノ西中ノ町170-5 | 栗田小学校 | 宮津市字上司640-1 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 国道178号⇒国道176号 |
| | | | 脇 | 41 | 111 | | | | | | | | |
| | | | 中村 | 28 | 61 | | | | | | | | |
| | | | 小寺 | 79 | 192 | | | | | | | | |
| | | | 上司 | 211 | 469 | | | | | | | | |
| | | | 中津 | 84 | 215 | | | | | | | | |
| | | | 小田宿野 | 112 | 293 | | | | | | | | |
| | | | 島陰 | 29 | 81 | | | | | | | | |
| | | | 銀丘 | 63 | 120 | | | | | | | | |
| | | | 鏡ヶ浦 | 27 | 47 | | | | | | | | |
| | | | 田井 | 38 | 108 | | 中丹勤労者福祉会館 | 福知山市昭和新町105 | | | | | |
| | | | 矢原 | 15 | 41 | | | | | | | | |
| | | | 獅子 | 108 | 197 | | | | | | | | |
| 由良 | 541 | 1,124 | 由良脇 | 98 | 256 | 福知山市 | 成和中学校 | 福知山市字新庄603 | 由良社会教育活用施設 | 宮津市字由良1276 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 国道178号⇒国道176号 |
| | | | 由良宮本 | 119 | 240 | | 天津小学校 | 福知山字上天津1790-1 | | | | | |
| | | | 浜野路 | 219 | 392 | | 成和地域公民館 | 福知山市字拝師446 | | | | | |
| | | | 港 | 56 | 131 | | 修斉小学校 | 福知山市字半田50 | | | | | |
| | | | 下石浦 | 25 | 59 | | | | | | | | |
| | | | 上石浦 | 24 | 46 | | | | | | | | |
| 吉津 | 690 | 1,638 | 須津 | 359 | 868 | 京丹後市 | （旧）三津小学校教室 | 京丹後市網野町三津27 | 吉津小学校 | 宮津市字須津1600 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 国道176号 |
| | | | | | | | 三津体育館 | 京丹後市網野町三津27 | | | | | |
| | | | | | | | 郷体育館 | 京丹後市網野町郷48 | | | | | |
| | | | 夕ヶ丘 | 87 | 170 | | 田村体育館 | 京丹後市久美浜町関495 | | | | | |
| | | | 浜垣 | 86 | 230 | | 海部体育館 | 京丹後市久美浜町橋爪236 | | | | | |
| | | | 宝山 | 24 | 59 | | 久美浜地域公民館 | 京丹後市久美浜町852-1 | | | | | |
| | | | 文珠 | 134 | 311 | | （旧）海部小学校教室等 | 京丹後市久美浜町橋爪236 | | | | | |
| 府中 | 778 | 1,839 | 江尻 | 225 | 525 | 京丹後市 | 弥栄地域公民館 | 京丹後市弥栄町溝谷3443-2 | 府中小学校 | 宮津市字中野468 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 国道178号⇒国道176号 |
| | | | 天橋 | 101 | 239 | | （旧）川上小学校教室等 | 京丹後市久美浜町畑394 | | | | | |
| | | | 難波野 | 54 | 136 | | | | | | | | |
| | | | 大垣 | 51 | 154 | | | | | | | | |
| | | | 小松 | 29 | 68 | | | | | | | | |
| | | | 中野 | 84 | 194 | | 川上体育館 | 京丹後市久美浜町畑394 | | | | | |
| | | | 溝尻 | 87 | 248 | | 弥栄社会体育館 | 京丹後市弥栄町木橋1446 | | | | | |
| | | | 国分 | 145 | 272 | | 佐濃体育館 | 京丹後市久美浜町安養寺581 | | | | | |
| | | | 成相寺 | 2 | 3 | | | | | | | | |
| 日置 | 359 | 720 | 日置浜 | 176 | 332 | 京丹後市 | （旧）湊小学校 | 京丹後市久美浜町湊宮1655-5 | 日置小学校 | 宮津市字日置1230 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 国道178号⇒国道176号 |
| | | | 日置上 | 183 | 388 | | | | | | | | |
| | | | マリントピアオーナーズ | 住所地に含む | | | | | | | | | |
| 世屋 | 65 | 112 | 畑 | 13 | 18 | | 野間体育館 | 京丹後市弥栄町野中2264 | | | | | |
| | | | 下世屋 | 26 | 42 | | | | | | | | |
| | | | 松尾 | 4 | 9 | | | | | | | | |
| | | | 木子 | 7 | 18 | | | | | | | | |
| | | | 上世屋 | 15 | 25 | | | | | | | | |
| 養老 | 401 | 944 | 田原 | 26 | 58 | 京丹後市 | （旧）宇川中学校 | 京丹後市丹後町上野105-1 | 養老小学校 | 宮津市字岩ヶ鼻132 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 国道178号⇒国道176号 |
| | | | 大島 | 126 | 312 | | | | | | | | |
| | | | 岩ヶ鼻 | 75 | 188 | | | | | | | | |
| | | | 外垣 | 22 | 59 | | | | | | | | |
| | | | 長江 | 48 | 110 | | | | | | | | |
| | | | 里波見 | 68 | 155 | | | | | | | | |
| | | | 中波見 | 21 | 38 | | | | | | | | |
| | | | 梅ヶ谷 | 4 | 5 | | | | | | | | |
| | | | 奥波見 | 11 | 19 | | | | | | | | |
| 日ヶ谷 | 106 | 194 | 立 | 39 | 73 | | （旧）竹野小学校教室 | 京丹後市丹後町竹野564 | | | | | |
| | | | 大西 | 24 | 52 | | | | | | | | |
| | | | 厚垣 | 22 | 38 | | | | | | | | |
| | | | 落山 | 18 | 25 | | | | | | | | |
| | | | 薮田 | 3 | 6 | | | | | | | | |
| | 8,674 | 19,117 | | 8,674 | 19,117 | | 62施設 | | | | | | |

○世帯・人口は平成27年12月31日現在値

| | |
|---|---|
| 与謝野町 | 13施設 |
| 京丹後市 | 29施設 |
| 福知山市 | 21施設 |

京都府内　南方面　避難先詳細

| 避難元 | | | | | | 避難先 | | | 避難元集合場所 | | 避難中継所 | | 主な避難経路 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自治連合協議会地域 | | | 自治会 | | | 市町村名 | 避難所 | | | | | | |
| 地域名 | 世帯数 | 人口 | 地区名 | 世帯数 | 人口 | | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | |
| 宮津中部 | 680 | 1,392 | 本町 | 69 | 131 | 木津川市 | 高の原小学校 | 木津川市兜台４丁目4-1 | 宮津市民体育館 | 宮津市字浜町3000 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 京丹波みずほIC⇒大山崎JC京滋バイパス⇒久御山JC第2京阪道路⇒八幡東IC出口⇒府道22号⇒京奈和自動車道田辺北IC⇒山田川IC出口 |
| | | | 魚屋 | 112 | 249 | | | | | | | | |
| | | | 新浜 | 58 | 115 | | | | | | | | |
| | | | 宮本 | 105 | 222 | | 木津第二中学校 | 木津川市兜台６丁目1 | | | | | |
| | | | 大久保 | 43 | 95 | | | | | | | | |
| | | | 万町 | 114 | 216 | | 木津南中学校 | 木津川市州見台４丁目26 | | | | | 京丹波みずほIC⇒大山崎JC京滋バイパス⇒久御山JC第2京阪道路⇒八幡東IC出口⇒府道22号⇒京奈和自動車道田辺北IC⇒木津川IC出口 |
| | | | 京街道 | 73 | 147 | | | | | | | | |
| | | | 柳縄手 | 65 | 132 | | 州見台小学校 | 木津川市州見台１丁目32 | | | | | |
| | | | 島崎 | 41 | 85 | | | | | | | | |
| 宮津西部 | 728 | 1,529 | 金屋谷 | 43 | 86 | | 中央体育館 | 木津川市木津石塚147 | 宮津市民体育館 | 宮津市字浜町3000 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 京丹波みずほIC⇒大山崎JC京滋バイパス⇒久御山JC第2京阪道路⇒八幡東IC出口 |
| | | | 亀ヶ丘 | 88 | 194 | | | | | | | | |
| | | | 松ケ岡 | 88 | 184 | | | | | | | | |
| | | | 池ノ谷 | 28 | 56 | | | | | | | | |
| | | | 浪花 | 88 | 181 | | 市民スポーツセンター | 木津川市木津田中前40-1 | | | | | |
| | | | 白柏 | 60 | 128 | | 相楽台小学校 | 木津川市相楽台５丁目7-1 | | | | | |
| | | | 漁師町 | 159 | 349 | | | | | | | | |
| | | | 日吉 | 73 | 133 | | 木津中学校 | 木津川市相楽高下4-5 | | | | | |
| | | | 杉末 | 101 | 218 | | | | | | | | |
| 宮津東部 | 1,449 | 3,156 | 鶴賀 | 122 | 237 | 京田辺市 | 田辺中学校 | 京田辺市興戸北鉾立21 | 宮津市民体育館 | 宮津市字浜町3000 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 京丹波みずほIC⇒大山崎JC京滋バイパス⇒久御山JC第2京阪道路⇒枚方東IC出口 |
| | | | 城内 | 63 | 121 | | 桃園小学校 | 京田辺市大住中ノ谷12-1 | | | | | 京丹波みずほIC⇒大山崎JC京滋バイパス⇒久御山JC第2京阪道路⇒八幡東IC出口 |
| | | | 城東 | 510 | 1,129 | | 宝生苑 | 京田辺市大住内山7番 | | | | | |
| | | | | | | | 北部住民センター | 京田辺市大住内山1-1 | | | | | |
| | | | | | | | 松井ヶ丘小学校 | 京田辺市大住上西野18-2 | | | | | |
| | | | | | | | 大住小学校 | 京田辺市大住池平88 | | | | | |
| | | | | | | | 大住中学校 | 京田辺市大住池平2 | | | | | |
| | | | | | | | 薪小学校 | 京田辺市薪堀切谷1 | | | | | |
| | | | | | | | 田辺小学校 | 京田辺市田辺鳥本102 | | | | | |
| | | | 城南 | 196 | 438 | | 中央体育館 | 京田辺市田辺丸山19 | | | | | |
| | | | 旭が丘 | 104 | 224 | | 中央公民館 | 京田辺市田辺丸山214 | 宮津市民体育館 | 宮津市字浜町3000 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 京丹波みずほIC⇒大山崎JC京滋バイパス⇒久御山JC第2京阪道路⇒枚方東IC出口 |
| | | | 第2旭が丘 | 85 | 205 | | 培良中学校 | 京田辺市東七反割3 | | | | | |
| | | | 西波路 | 149 | 343 | | 草内小学校 | 京田辺市草内南垣内53 | | | | | |
| | | | | | | | 田辺東小学校 | 京田辺市東西ノ口60-2 | | | | | |
| | | | | | | | 常磐苑 | 京田辺市草内五ノ坪6 | | | | | |
| | | | 波路町 | 174 | 355 | | 田辺高等学校 | 京田辺市河原神谷24 | | | | | |
| | | | グンゼ | 46 | 104 | | | | | | | | |
| 宮津城南部 | 890 | 1,948 | 滝馬 | 251 | 516 | 木津川市 | 加茂保健センター | 木津川市加茂町里南古田24 | 宮津市民体育館 | 宮津市字浜町3000 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 京丹波みずほIC⇒大山崎JC京滋バイパス⇒久御山JC第2京阪道路⇒八幡東IC出口⇒府道22号⇒京奈和自動車道田辺北IC⇒木津川IC出口 |
| | | | | | | | 加茂文化センター | 木津川市加茂町里南古田156 | | | | | |
| | | | | | | | 加茂青少年センター | 木津川市加茂町里中森101 | | | | | |
| | | | | | | | 加茂体育館 | 木津川市加茂町里西上田13 | | | | | |
| | | | 百合が丘 | 259 | 560 | | 加茂小学校 | 木津川市加茂里西上田11-1 | | | | | |
| | | | | | | | 泉川中学校 | 木津川市加茂町大野烏田75 | | | | | |
| | | | 福田 | 78 | 184 | | 南加茂台小学校 | 木津川市南加茂台12丁目11 | | | | | |
| | | | 宮村上 | 49 | 87 | | 山城総合文化センターアスピア山城 | 木津川市山城町平尾前田24 | | | | | 京丹波みずほIC⇒大山崎JC京滋バイパス⇒久御山JC第2京阪道路⇒八幡東IC出口⇒府道22号⇒京奈和自動車道田辺北IC⇒精華下狛IC出口 |
| | | | 宮村 | 40 | 105 | | | | | | | | |
| | | | 辻町 | 213 | 496 | | 山城中学校 | 木津川市山城町椿井柳田33 | | | | | |
| 宮津城東部 | 568 | 1,343 | 惣 | 135 | 273 | 京田辺市 | 同志社国際高等学校 | 京田辺市多々羅都谷60-1 | 宮津市民体育館 | 宮津市字浜町3000 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 京丹波みずほIC⇒大山崎JC京滋バイパス⇒久御山JC第2京阪道路⇒枚方東IC出口 |
| | | | 波路 | 103 | 238 | | | | | | | | |
| | | | 皆原 | 36 | 88 | | | | | | | | |
| | | | 東国名賀 | 12 | 24 | | 普賢寺児童館 | 京田辺市水取門田6-3 | | | | | |
| | | | 獅子崎 | 57 | 118 | | 普賢寺小学校 | 京田辺市水取門田6-1 | | | | | |
| | | | つつじが丘 | 69 | 209 | | 社会福祉センター | 京田辺市興戸犬伏5-8 | | | | | |
| | | | 山中 | 18 | 40 | | 中部住民センター | 京田辺市草内美泥22-2 | | | | | |
| | | | 東波路 | 81 | 206 | | | | | | | | |
| | | | 府営東波路団地 | 31 | 90 | | 三山木小学校 | 京田辺市宮津宮ノ下4-3 | | | | | |
| | | | 問屋町 | 26 | 57 | | 三山木福祉会館 | 京田辺市三山木谷垣内2-1 | | | | | |
| | | | | | | | コミュニティホール | 京田辺市田辺80（市役所内） | | | | | |
| 上宮津地区 | 552 | 1,157 | 小田 | 95 | 215 | 八幡市 | 八幡市民体育館 | 八幡市野尻正畑12 | （旧）上宮津小学校 | 宮津市字小田235 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 京丹波みずほIC⇒大山崎JC京滋バイパス⇒久御山JC第2京阪道路⇒八幡東IC出口 |
| | | | 喜多 | 135 | 323 | | | | | | | | |
| | | | 今福 | 41 | 81 | | | | | | | | |
| | | | 天神 | 74 | 147 | | | | | | | | |
| | | | 鳥が尾 | 167 | 306 | | | | | | | | |
| | | | 松縄手 | 40 | 85 | | | | | | | | |

## 京都府内　南方面　避難先詳細

| 避難元 | | | | | | 避難先 | | | 避難元集合場所 | | 避難中継所 | | 主な避難経路 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自治連合協議会地域 | | | 自治会 | | | 市町村名 | 避難所 | | | | | | |
| 地域名 | 世帯数 | 人口 | 地区名 | 世帯数 | 人口 | | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | |
| 栗田 | 867 | 2,021 | 新宮 | 32 | 86 | 八幡市 | （旧）八幡第四小学校 | 八幡市男山松里1 | 栗田小学校 | 宮津市字上司640-1 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 京丹波みずほIC⇒大山崎JC京滋バイパス⇒久御山IC出口 |
| | | | 脇 | 41 | 111 | | | | | | | | |
| | | | 中村 | 28 | 61 | | （旧）八幡東小学校（八幡市社会福祉会館） | 八幡市八幡東浦5 | | | | | |
| | | | 小寺 | 79 | 192 | | | | | | | | |
| | | | 上司 | 211 | 469 | | | | | | | | |
| | | | 中津 | 84 | 215 | | | | | | | | |
| | | | 小田宿野 | 112 | 293 | | | | | | | | |
| | | | 島陰 | 29 | 81 | | | | | | | | |
| | | | 田井 | 38 | 108 | | | | | | | | |
| | | | 矢原 | 15 | 41 | | | | | | | | |
| | | | 獅子 | 108 | 197 | | | | | | | | |
| | | | 銀丘 | 63 | 120 | | | | | | | | |
| | | | 鏡ヶ浦 | 27 | 47 | | | | | | | | |
| 由良 | 541 | 1,124 | 由良脇 | 98 | 256 | 八幡市 | （旧）八幡第五小学校 | 八幡市男山笹谷2 | 由良社会教育活用施設 | 宮津市字由良1276 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 京丹波みずほIC⇒大山崎JC京滋バイパス⇒大山崎IC出口 |
| | | | 由良宮本 | 119 | 240 | | | | | | | | |
| | | | 浜野路 | 219 | 392 | | | | | | | | |
| | | | 港 | 56 | 131 | | | | | | | | |
| | | | 下石浦 | 25 | 59 | | | | | | | | |
| | | | 上石浦 | 24 | 46 | | | | | | | | |
| 吉津 | 690 | 1,638 | 須津 | 359 | 868 | 長岡京市 | 長岡第二中学校 | 長岡京市今里５丁目20-1 | 吉津小学校 | 宮津市字須津1600 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 京丹波みずほIC⇒長岡京IC出口 |
| | | | | | | | 中央生涯学習センター | 長岡京市神足２丁目3-1 | | | | | |
| | | | 夕ヶ丘 | 87 | 170 | | 長岡第七小学校 | 長岡京市今里北ノ町35 | | | | | |
| | | | 浜垣 | 86 | 230 | | 長岡第十小学校 | 長岡京市井ノ内玉ノ上22 | | | | | |
| | | | 宝山 | 24 | 59 | | | | | | | | |
| | | | 文珠 | 134 | 311 | | 乙訓高等学校 | 長岡京市友岡1-1-1 | | | | | |
| 府中 | 778 | 1,839 | 江尻 | 225 | 525 | 長岡京市 | 長岡第六小学校 | 長岡京市長岡２丁目3-1 | 府中小学校 | 宮津市字中野468 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 京丹波みずほIC⇒長岡京IC出口 |
| | | | | | | | 長岡中学校 | 長岡京市天神４丁目5-1 | | | | | |
| | | | 天橋 | 101 | 239 | | 西山公園体育館 | 長岡京市長法寺谷山1 | | | | | |
| | | | 難波野 | 54 | 136 | | | | | | | | |
| | | | 大垣 | 51 | 154 | | | | | | | | |
| | | | 小松 | 29 | 68 | | | | | | | | |
| | | | 中野 | 84 | 194 | | 長岡第四小学校 | 長岡京市友岡１丁目2-4 | | | | | |
| | | | 溝尻 | 87 | 248 | | 西乙訓高等学校 | 長岡京市下海印寺西明寺41 | | | | | |
| | | | 国分 | 145 | 272 | | 長岡第五小学校 | 長岡京市下海印寺東山1 | | | | | |
| | | | 成相寺 | 2 | 3 | | | | | | | | |
| 日置 | 359 | 720 | 日置浜 | 176 | 332 | 長岡京市 | 長岡第四中学校 | 長岡京市友岡１丁目2-4 | 日置小学校 | 宮津市字日置1230 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 京丹波みずほIC⇒長岡京IC出口 |
| | | | 日置上 | 183 | 388 | | 長岡第三小学校 | 長岡京市今里４丁目5-10 | | | | | |
| | | | マリントピアオーナーズ | 住所地に含む | | | | | | | | | |
| 世屋 | 65 | 112 | 畑 | 13 | 18 | | 中央公民館 | 長岡京市天神４丁目1－1 | | | | | |
| | | | 下世屋 | 26 | 42 | | | | | | | | |
| | | | 松尾 | 4 | 9 | | | | | | | | |
| | | | 木子 | 7 | 18 | | | | | | | | |
| | | | 上世屋 | 15 | 25 | | | | | | | | |
| 養老 | 401 | 944 | 大島 | 126 | 312 | 長岡京市 | 長岡第八小学校 | 長岡京市勝竜寺29-1 | 養老小学校 | 宮津市字岩ヶ鼻132 | 野田川わーくぱる | 与謝野町字四辻161 | 京丹波みずほIC⇒長岡京IC出口 |
| | | | | | | | 長岡第九小学校 | 長岡京市東神足２丁目17-1 | | | | | |
| | | | 田原 | 26 | 58 | | スポーツセンター体育館 | 長岡京市神足下八ノ坪1 | | | | | |
| | | | 岩ヶ鼻 | 75 | 188 | | | | | | | | |
| | | | 外垣 | 22 | 59 | | | | | | | | |
| | | | 長江 | 48 | 110 | | 長岡第三中学校 | 長岡京市勝竜寺28-1 | | | | | |
| | | | 里波見 | 68 | 155 | | | | | | | | |
| | | | 中波見 | 21 | 38 | | | | | | | | |
| | | | 梅ヶ谷 | 4 | 5 | | | | | | | | |
| | | | 奥波見 | 11 | 19 | | | | | | | | |
| 日ヶ谷 | 106 | 194 | 立 | 39 | 73 | 長岡京市 | 神足小学校 | 長岡京市神足３丁目2-1 | | | | | |
| | | | 大西 | 24 | 52 | | | | | | | | |
| | | | 厚垣 | 22 | 38 | | | | | | | | |
| | | | 落山 | 18 | 25 | | | | | | | | |
| | | | 藪田 | 3 | 6 | | | | | | | | |
| | 8,674 | 19,117 | | 8,674 | 19,117 | | 64施設 | | | | | | |

○世帯・人口は平成27年12月31日現在値

| | | |
|---|---|---|
| 木津川市 | 16施設 | ■避難経路については、野田川ワークパルから京丹波みづほまでは、状況により選択を行なう。 |
| 京田辺市 | 24施設 | ①国道176号⇒国道175号（下天津）⇒国道9号（牧）⇒国道173号（和田） |
| 八幡市 | 5施設 | ②国道176号⇒与謝天橋立IC |
| 長岡京市 | 19施設 | |

兵庫県　避難先詳細

| 避難元 | | | | | | | 市町村名 | 避難所 | | 集合場所 | | 避難中継所 | | 主な避難経路 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自治連合協議会地域 | | | 自治会 | | | | | | | | | | | |
| 地区名 | 世帯数 | 人口 | 地区名 | 世帯数 | 人口 | | | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | |
| 宮津中部 | 680 | 1,392 | 本町 | 69 | 131 | 131 | 明石市 | 明石市立二見西小学校 | 明石市二見町西二見383-34 | 宮津市民体育館 | 宮津市浜町3000 | 野田川わーくぱる | 与謝郡与謝野町四辻161 | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒伊川谷JC第2名神道路⇒明石西IC出口 |
| | | | 魚屋 | 112 | 249 | 249 | | 明石市立二見中学校 | 明石市二見町西二見594 | | | | | |
| | | | 新浜 | 58 | 115 | 115 | | 明石市立二見北小学校 | 明石市二見町福里274 | | | | | |
| | | | 京街道 | 73 | 147 | 279 | | 兵庫県立明石西高等学校 | 明石市二見町西二見1642-1 | | | | | |
| | | | 柳縄手 | 65 | 132 | | | | | | | | | |
| | | | 宮本 | 105 | 222 | 222 | 加古川市 | 加古川市立平岡東小学校 | 加古川市平岡町土山109 | | | 野田川わーくぱる | 与謝郡与謝野町四辻161 | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒伊川谷JC第2神明道路⇒明石西IC出口⇒国道2号加古川バイパス |
| | | | | | | | | 平岡公民館 | 加古川市平岡町土山699-2 | | | | | |
| | | | 万町 | 114 | 216 | 216 | | 加古川市立平岡小学校 | 加古川市平岡町高畑164-1 | | | | | |
| | | | 大久保 | 43 | 95 | 180 | | 加古川市立平岡中学校 | 加古川市平岡町新在家1801 | | | | | |
| | | | 島崎 | 41 | 85 | | | | | | | | | |
| 宮津西部 | 728 | 1,529 | 金屋谷 | 43 | 86 | 280 | 明石市 | 明石市立二見小学校 | 明石市二見町東二見454 | 宮津市民体育館 | 宮津市浜町3000 | 野田川わーくぱる | 与謝郡与謝野町四辻161 | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒伊川谷JC第2神明道路⇒明石西IC出口 |
| | | | 亀ヶ丘 | 88 | 194 | | | 明石市立錦浦小学校 | 明石市魚住町西岡1349 | | | | | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒伊川谷JC第2神明道路⇒大久保IC出口 |
| | | | 松ケ岡 | 88 | 184 | 240 | | 兵庫県立明石清水高等学校 | 明石市魚住町清水630-1 | | | | | |
| | | | 池ノ谷 | 28 | 56 | | | | | | | | | |
| | | | 白柏 | 60 | 128 | 309 | | 明石市立清水小学校 | 明石市魚住町清水1752-2 | | | | | |
| | | | 浪花 | 88 | 181 | | | 明石市立魚住小学校 | 明石市魚住町清水570 | | | | | |
| | | | 漁師町 | 159 | 349 | 349 | | 明石市立魚住東中学校 | 明石市魚住町金ヶ崎1687-14 | | | | | |
| | | | | | | | | 明石市立錦が丘小学校 | 明石市魚住町錦が丘1-17-5 | | | | | |
| | | | 日吉 | 73 | 133 | 133 | | 明石市立江井島小学校 | 明石市大久保町西島252 | | | | | |
| | | | 杉末 | 101 | 218 | 218 | | 明石市立魚住中学校 | 明石市魚住町清水364 | | | | | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒伊川谷JC第2神明道路⇒明石西IC出口 |
| 宮津東部 | 1,449 | 3,156 | 鶴賀 | 122 | 237 | 237 | 明石市 | 明石市立江井島中学校 | 明石市大久保町西島680-5 | 宮津市民体育館 | 宮津市浜町3000 | 野田川わーくぱる | 与謝郡与謝野町四辻161 | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒伊川谷JC第2神明道路⇒大久保IC出口 |
| | | | 城内 | 63 | 121 | 121 | | 明石市立鳥羽小学校 | 明石市西明石北町2-2-1 | | | | | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒伊川谷JC第2神明道路⇒玉津IC出口 |
| | | | 城東 | 510 | 1,129 | 1,129 | | 明石市立大久保小学校 | 明石市大久保町大久保町200 | | | | | |
| | | | | | | | | 兵庫県立明石城西高等学校 | 明石市大久保町谷八木1190-7 | | | | | |
| | | | | | | | | 明石市立谷八木小学校 | 明石市大久保町谷八木878 | | | | | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒伊川谷JC第2神明道路⇒大久保IC出口 |
| | | | | | | | | 兵庫県立明石北高等学校 | 明石市大久保町松陰364-1 | | | | | |
| | | | | | | | | 明石市立大久保小学校 | 明石市大久保町大久保町430 | | | | | |
| | | | 城南 | 196 | 438 | 438 | | 兵庫県立明石南高等学校 | 明石市明南町3-2-1 | | | | | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒伊川谷JC第2神明道路⇒玉津IC出口 |
| | | | | | | | | 明石市立沢池小学校 | 明石市明南町3-3-1 | | | | | |
| | | | 旭が丘 | 104 | 224 | 224 | | 明石市立大久保北中学校 | 明石市大久保町大窪2030 | | | | | |
| | | | 第2旭が丘 | 85 | 205 | 205 | | 明石市立野々池中学校 | 明石市沢野1-3-1 | | | | | |
| | | | 西波路 | 149 | 343 | 300 | | 明石市立高丘東小学校 | 明石市大久保町高丘3-2 | | | | | |
| | | | | | | | | 明石市立高丘西小学校 | 明石市大久保町高丘7-23 | | | | | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒伊川谷JC第2神明道路⇒大久保IC出口 |
| | | | | | | 43 | | 明石市立高丘中学校 | 明石市大久保町高丘5-14 | | | | | |
| | | | 波路町 | 174 | 355 | 342 | | 明石市立山手小学校 | 明石市大久保町大窪1600 | | | | | |
| | | | グンゼ | 46 | 104 | 104 | | 明石市立大久保南小学校 | 明石市大久保町ゆりのき通3-1 | | | | | |
| 宮津城南部 | 890 | 1,948 | 滝馬 | 251 | 516 | 516 | 明石市 | 明石市立望海中学校 | 明石市西明石南町1-1-33 | 宮津市民体育館 | 宮津市浜町3000 | 野田川わーくぱる | 与謝郡与謝野町四辻161 | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒伊川谷JC第2神明道路⇒玉津IC出口 |
| | | | | | | | | 明石市立花園小学校 | 明石市西明石南町1-1-10 | | | | | |
| | | | | | | | | 明石市立藤江小学校 | 明石市藤江235 | | | | | |
| | | | 百合が丘 | 259 | 560 | 560 | | 明石市立和坂小学校 | 明石市和坂2-12-1 | | | | | |
| | | | | | | | | 明石市立貴崎小学校 | 明石市貴崎5-5-52 | | | | | |
| | | | | | | | | 明石市立王子小学校 | 明石市王子1-1-1 | | | | | |
| | | | | | | | | 明石市立大観小学校 | 明石市大明石町2-8-30 | | | | | |
| | | | 福田 | 78 | 184 | 184 | | 明石市立林小学校 | 明石市林崎町1-8-10 | | | | | |
| | | | 宮村上 | 49 | 87 | 192 | | 明石市立人丸小学校 | 明石市東人丸町26-29 | | | | | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒大蔵谷IC出口 |
| | | | 宮村 | 40 | 105 | | | | | | | | | |
| | | | 辻町 | 213 | 496 | 496 | | 明石市立大蔵中学校 | 明石市西朝霧丘4-7 | | | | | |
| | | | | | | | | 明石市立錦城中学校 | 明石市上ノ丸3-1-11 | | | | | |
| 宮津城東部 | 568 | 1,343 | 惣 | 135 | 273 | 273 | 明石市 | 明石市立朝霧小学校 | 明石市朝霧東町1-1-40 | 宮津市民体育館 | 宮津市浜町3000 | 野田川わーくぱる | 与謝郡与謝野町四辻161 | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒大蔵谷IC出口 |
| | | | | | | | | 明石市立松が丘小学校 | 明石市松が丘3-1-1 | | | | | |
| | | | 東国名賀 | 12 | 24 | 242 | | 明石市立衣川中学校 | 明石市南王子町7-1 | | | | | |
| | | | 山中 | 18 | 40 | | | | | | | | | |
| | | | 皆原 | 36 | 88 | | | | | | | | | |
| | | | 府営東波路団地 | 31 | 90 | | | | | | | | | |
| | | | 波路 | 103 | 238 | 238 | | 明石市立朝霧中学校 | 明石市大蔵谷奥4-1 | | | | | |
| | | | 東波路 | 81 | 206 | 263 | | 明石市立明石小学校 | 明石市山下町12-21 | | | | | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒伊川谷JC第2神明道路⇒玉津IC出口 |
| | | | 問屋町 | 26 | 57 | | | 明石市立中崎小学校 | 明石市中崎1-4-1 | | | | | |
| | | | 獅子崎 | 57 | 118 | 327 | | 兵庫県立明石高等学校 | 明石市荷山町1744 | | | | | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒大蔵谷IC出口 |
| | | | つつじが丘 | 69 | 209 | | | | | | | | | |

## 兵庫県　避難先詳細

| 避難元 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自治連合協議会地域 | | | 自治会 | | | | | 避難所 | | 集合場所 | | 避難中継所 | | 主な避難経路 |
| 地区名 | 世帯数 | 人口 | 地区名 | 世帯数 | 人口 | | 市町村名 | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | |
| 上宮津 | 552 | 1,157 | 小田 | 95 | 215 | 200 | 高砂市 | 高砂市立米田西小学校（よねだ） | 高砂市米田町塩市17-1 | (旧)上宮津小学校 | 宮津市小田235 | 野田川わーくぱる | 与謝郡与謝野町四辻161 | 福知山IC⇒吉川JC中国自動車道⇒福崎IC播但自動車道⇒大塩別所IC出口⇒国道2号姫路バイパス |
| | | | | | | 15 | | 総合運動公園 | 高砂市米田町島526 | | | | | |
| | | | 喜多 | 135 | 323 | 323 | | | | | | | | |
| | | | 今福 | 41 | 81 | 166 | | 高砂市立米田小学校 | 高砂市米田町米田451 | | | | | |
| | | | 松縄手 | 40 | 85 | | | | | | | | | |
| | | | 天神 | 74 | 147 | 147 | 加古川市 | 加古川市立若宮小学校 | 加古川市尾上町養田218 | | | | | |
| | | | 鳥が尾 | 167 | 306 | 306 | | 加古川市立加古川中学校 | 加古川市加古川町備後203 | | | | | |
| 栗田（くんだ） | 867 | 2,021 | 新宮 | 32 | 86 | 86 | 加古川市 | 陵南公民館（りょうなん） | 加古川市野口町水足333-333 | 栗田小学校 | 宮津市上司640-1 | 野田川わーくぱる | 与謝郡与謝野町四辻161 | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒伊川谷JC第2神明道路⇒明石西IC出口⇒国道2号加古川バイパス |
| | | | | | | | | 野口公民館 | 加古川市野口町長砂49-5 | | | | | |
| | | | 脇 | 41 | 111 | 172 | | 加古川市立中部中学校 | 加古川市野口町良野890-1 | | | | | |
| | | | 中村 | 28 | 61 | | | | | | | | | |
| | | | 小寺 | 79 | 192 | 192 | | 加古川市立氷丘中学校（ひおか） | 加古川市加古川町大野845 | | | | | |
| | | | 上司 | 211 | 469 | 469 | | 加古川市立加古川小学校 | 加古川市加古川町木村222-3 | | | | | |
| | | | | | | | | 氷丘公民館 | 加古川市加古川町大野931 | | | | | |
| | | | | | | | | 加古川市立神野小学校（かんの） | 加古川市神野町石守1043 | | | | | |
| | | | | | | | | 加古川市公民館 | 加古川市加古川町寺家町12-4 | | | | | |
| | | | | | | | | 加古川北公民館 | 加古川市神野町西条1519-2 | | | | | |
| | | | 中津 | 84 | 215 | 215 | | 加古川市立氷丘小学校 | 加古川市加古川町中津886-1 | | | | | |
| | | | 小田宿野 | 112 | 293 | 293 | | 加古川市立鳩里小学校（きゅうり） | 加古川市加古川町稲屋81 | | | | | |
| | | | | | | | | 加古川市立氷丘南小学校 | 加古川市加古川町溝之口246 | | | | | |
| | | | 島陰 | 29 | 81 | 248 | | 加古川市立山手中学校 | 加古川市山手1-9-1 | | | | | |
| | | | 銀丘 | 63 | 120 | | | | | | | | | |
| | | | 鏡ヶ浦 | 27 | 47 | | | | | | | | | |
| | | | 田井 | 38 | 108 | 149 | | 加古川市立陵南中学校 | 加古川市野口町水足333-333 | | | | | |
| | | | 矢原 | 15 | 41 | | | | | | | | | |
| | | | 獅子 | 108 | 197 | 13 | | | | | | | | |
| | | | | | | 201 | | 加古川市立野口小学校 | 加古川市野口町野口493 | | | | | |
| 由良（ゆら） | 541 | 1,124 | 由良脇 | 98 | 256 | 256 | 加古川市 | 加古川市立野口南小学校 | 加古川市野口町古大内245-3 | 由良社会教育活用施設 | 宮津市由良1276 | 野田川わーくぱる | 与謝郡与謝野町四辻161 | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒伊川谷JC第2神明道路⇒明石西IC出口⇒国道2号加古川バイパス |
| | | | | | | | | 加古川市立八幡小学校（やはた） | 加古川市八幡町宗佐345 | | | | | |
| | | | 由良宮本 | 119 | 240 | 240 | | 加古川市立浜の宮中学校 | 加古川市別府町新野辺574 | | | | | |
| | | | 浜野路 | 219 | 392 | 392 | | 加古川市立野口北小学校 | 加古川市野口町北野1110 | | | | | |
| | | | | | | | | 加古川市立陵北小学校（りょうほく） | 加古川市新神野5-1 | | | | | |
| | | | 港 | 56 | 131 | 236 | | 加古川市立別府中学校（べふ） | 加古川市別府町新野辺北町8-9 | | | | | |
| | | | 下石浦 | 25 | 59 | | | 東加古川公民館 | 加古川市平岡町新在家457-3 | | | | | |
| | | | 上石浦 | 24 | 46 | | | | | | | | | |
| 吉津（よしづ） | 690 | 1,638 | 須津 | 359 | 868 | 927 | 加古川市 | 加古川市立別府小学校（べふ） | 加古川市別府町西町1 | 吉津小学校 | 宮津市須津1600 | 野田川わーくぱる | 与謝郡与謝野町四辻161 | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒伊川谷JC第2神明道路⇒明石西IC出口⇒国道2号加古川バイパス |
| | | | | | | | | 加古川市立浜の宮小学校 | 加古川市尾上町口里770-37 | | | | | |
| | | | | | | | | 加古川市立平岡北小学校 | 加古川市平岡町新在家1327-1 | | | | | |
| | | | | | | | | 加古川市立平岡南中学校 | 加古川市平岡町二俣285-4 | | | | | |
| | | | 宝山 | 24 | 59 | | | 加古川市立平岡南小学校 | 加古川市平岡町二俣180 | | | | | |
| | | | | | | | | 尾上公民館（おのえ） | 加古川市尾上町池田1804-1 | | | | | |
| | | | 夕ヶ丘 | 87 | 170 | 170 | | 加古川市立尾上小学校 | 加古川市尾上町長田519 | | | | | |
| | | | 浜垣 | 86 | 230 | 230 | | 加古川市立別府西小学校 | 加古川市別府町新野辺574-175 | | | | | |
| | | | 文珠 | 134 | 311 | 311 | | 加古川市立志方中学校（しかた） | 加古川市志方町志方町宮山 | | | | | |
| | | | | | | | | 加古川市立志方東小学校 | 加古川市志方町細工所146 | | | | | |
| 府中（ふちゅう） | 778 | 1,839 | 江尻 | 225 | 525 | 525 | 加古川市 | 加古川市立西神吉小学校（にしかんき） | 加古川市西神吉町西村121 | 府中小学校 | 宮津市字中野468 | 野田川わーくぱる | 与謝郡与謝野町四辻161 | 福知山IC⇒吉川JC⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒有馬口JC高速7号⇒伊川谷JC第2神明道路⇒明石西IC出口⇒国道2号加古川バイパス |
| | | | | | | | | 加古川市立東神吉南小学校 | 加古川市東神吉町砂部393 | | | | | |
| | | | | | | | | 加古川市立東神吉小学校 | 加古川市東神吉町神吉156 | | | | | |
| | | | 天橋 | 101 | 239 | 239 | | 加古川西公民館 | 加古川市米田町平津384-2 | | | | | |
| | | | | | | | | 加古川市立神吉中学校 | 加古川市東神吉町神吉591-1 | | | | | |
| | | | 難波野 | 54 | 136 | 136 | | 加古川市立川西小学校（かわにし） | 加古川市米田町平津108 | | | | | |
| | | | 大垣 | 51 | 154 | 154 | | 加古川市立平荘小学校（へいそう） | 加古川市平荘町山角467 | | | | | |
| | | | 中野 | 84 | 194 | 194 | | 加古川市立志方西小学校 | 加古川市志方町原587 | | | | | |
| | | | 小松 | 29 | 68 | 316 | | 志方公民館 | 加古川市志方町志方町1758-3 | | | | | |
| | | | 溝尻 | 87 | 248 | | | 加古川市立志方小学校（しかた） | 加古川市志方町志方町1050 | | | | | |
| | | | | | | | | 加古川市立上荘小学校 | 加古川市上荘町都染400 | | | | | |
| | | | 国分 | 145 | 272 | 53 | | | | | | | | |
| | | | | | | 222 | | 加古川市立両荘中学校（りょうそう） | 加古川市平荘町山角740 | | | | | |
| | | | 成相寺 | 2 | 3 | | | 両荘公民館 | 加古川市平荘町山角718-1 | | | | | |

## 兵庫県　避難先詳細

| 避難元 | | | | | | | 市町村名 | 避難所 | | 集合場所 | | 避難中継所 | | 主な避難経路 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自治連合協議会地域 | | | 自治会 | | | | | | | | | | | |
| 地区名 | 世帯数 | 人口 | 地区名 | 世帯数 | 人口 | | | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | |
| 日置（ひおき） | 359 | 720 | 日置浜 | 176 | 332 | 300 | 高砂市 | 高砂市立阿弥陀（あみだ）小学校 | 高砂市阿弥陀町阿弥陀1153-1 | 日置小学校 | 宮津市日置1230 | 野田川わーくぱる | 与謝郡与謝野町四辻161 | 福知山IC⇒吉川JC中国自動車道⇒福崎IC播但自動車道⇒大塩別所IC出口⇒国道2号姫路バイパス |
| | | | | | | | | 高砂市立北浜（きたはま）小学校 | 高砂市北浜町北脇34-5 | | | | | |
| | | | | | | 32 | | 高砂市立伊保（いほ）小学校 | 高砂市伊保東1-18-1 | | | | | |
| | | | 日置上 | 183 | 388 | 388 | | | | | | | | |
| | | | マリントピアオーナーズ | 住所地に含む | | | | 高砂市立高砂小学校 | 高砂市高砂町大工町810-1 | | | | | |
| 世屋（そや） | 65 | 112 | 畑 | 13 | 18 | 112 | | 高砂市立中筋小学校 | 高砂市中筋1-2-1 | | | | | |
| | | | 下世屋 | 26 | 42 | | | | | | | | | |
| | | | 松尾 | 4 | 9 | | | | | | | | | |
| | | | 木子 | 7 | 18 | | | | | | | | | |
| | | | 上世屋 | 15 | 25 | | | | | | | | | |
| 養老 | 401 | 944 | 田原 | 26 | 58 | 370 | 高砂市 | 高砂市立伊保（いほ）南小学校 | 高砂市梅井2-4-1 | 養老小学校 | 宮津市岩ケ鼻132 | 野田川わーくぱる | 与謝郡与謝野町四辻161 | 福知山IC⇒吉川JC中国自動車道⇒福崎IC播但自動車道⇒大塩別所IC出口⇒国道2号姫路バイパス |
| | | | 大島 | 126 | 312 | | | 兵庫県立松陽（しょうよう）高等学校 | 高砂市曽根町2794-1 | | | | | |
| | | | 岩ヶ鼻 | 75 | 188 | 188 | | 高砂市立曽根（そね）小学校 | 高砂市曽根町2500 | | | | | |
| | | | 外垣 | 22 | 59 | 169 | | 高砂市立荒井小学校 | 高砂市荒井町東本町10-1 | | | | | |
| | | | 長江 | 48 | 110 | | | | | | | | | |
| | | | 里波見 | 68 | 155 | 17 | | | | | | | | |
| | | | 中波見 | 21 | 38 | 200 | | 兵庫県立高砂高等学校 | 高砂市高砂町朝日町2-5-1 | | | | | |
| | | | 梅ヶ谷 | 4 | 5 | | | | | | | | | |
| | | | 奥波見 | 11 | 19 | | | | | | | | | |
| 日ヶ谷（ひがたに） | 106 | 194 | 立 | 39 | 73 | 194 | | 兵庫県立高砂南高等学校 | 高砂市西畑2-1-12 | | | | | |
| | | | 大西 | 24 | 52 | | | | | | | | | |
| | | | 厚垣 | 22 | 38 | | | | | | | | | |
| | | | 落山 | 18 | 25 | | | | | | | | | |
| | | | 薮田 | 3 | 6 | | | | | | | | | |
| | 8,674 | 19,117 | | 8,674 | 19,117 | 19,121 | | 112施設 | | | | | | |

○世帯・人口は平成27年12月31日現在値

| | |
|---|---|
| 明石市 | 47施設 |
| 加古川市 | 51施設 |
| 高砂市 | 14施設 |

■避難経路については、野田川ワークパルから福知山ICまでは、状況により選択を行なう。

①国道176号⇒国道175号（下天津）⇒国道9号（牧）⇒福知山IC

②国道176号⇒与謝天橋立IC⇒綾部JC⇒福知山IC

# ○ 避難行動要支援者の避難先施設

| 避難元 | | | 避難先 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 在宅・施設名 | 定員(人) | 施設種別 | 法人名 | 施設名 | 所在地 |
| 特養 | 青嵐荘 | 50 | 特別養護老人ホーム | 友愛会 | 亀岡友愛園 | 亀岡市本梅町平松ナベ倉11 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 丹和会 | 特別養護老人ホーム丹波高原荘 | 京丹波町蒲生蒲生野173番地 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 山彦会 | 特別養護老人ホーム瑞穂山彦苑 | 京丹波町三ノ宮小谷30 |
| | | | 特養(地域密着型) | 山彦会 | 特別養護老人ホーム金木犀 | 京丹波町三ノ宮縄手39 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 大原野福祉会 | 特別養護老人ホームまほろば | 京都市西京区大原野上羽町39-1 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 京都社会事業財団 | 京都市桂川特別養護老人ホーム | 京都市西京区下津林東大般若町32番地 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 京都基督教福祉会 | 介護老人福祉施設シオンの里 | 京都市西京区樫原秤谷21-2 |
| | | | － | － | 医療機関 | － |
| 特養 | 安寿の里 | 80 | 特養(地域密着型) | 三頂福祉会 | 高齢者介護施設 上桂 | 京都市右京区上桂西居町33 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 富士園 | 特別養護老人ホーム梅津富士園 | 京都市右京区梅津尻溝町28番地 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 七施会 | 特別養護老人ホームアムールうずまき | 京都市右京区太秦一ノ井町39番地8 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 同和園 | 特別養護老人ホーム同和園 | 京都市伏見区醍醐上ノ山町11番地 |
| 特養 | 天郷の郷 | 70 | 特別養護老人ホーム | 丹後福祉会 | 特別養護老人ホーム丹後園 | 京丹後市網野町木津225番地の2 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 丹後福祉会 | 特別養護老人ホーム第二丹後園 | 京丹後市網野町木津225番地の2 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 北星会 | 特別養護老人ホーム与謝の園 | 与謝野町字明石80 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 京都福祉サービス協会 | 京都市修徳特別養護老人ホーム | 京都市下京区富永町110-1 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 京都福祉サービス協会 | 特別養護老人ホーム西七条 | 京都市下京区西七条八幡29番地 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 京都福祉サービス協会 | 特別養護老人ホーム塔南の園 | 京都市南区西九条菅田町4番地の2 |
| | | | 特別養護老人ホーム | カトリック京都司教区カリタス会 | 京都市東九特別養護老人ホーム | 京都市南区東九条西岩本町1番地の1 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 七施会 | 特別養護老人ホームアムールうずまき | 京都市右京区太秦一ノ井町39番地8 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 京都老人福祉協会 | 特別養護老人ホーム京都老人ホーム | 京都市伏見区深草大亀谷東古御香町59番地・60番地合地 |
| | | | － | － | 医療機関 | － |
| 特養 | 天橋園 | 30 | 特別養護老人ホーム | 京都福祉サービス協会 | 京都市本能特別養護老人ホーム | 京都市中京区蛸薬師通油小路東入元本能寺南町346番地 |
| | | | － | － | 医療機関 | － |
| 特養 | 夕凪の里 | 80 | 特別養護老人ホーム | 西山福祉会 | 特別養護老人ホーム西山寮 | 京都市西京区大原野石作町256番地1 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 京都基督教福祉会 | 介護老人福祉施設シオンの里 | 京都市西京区樫原秤谷21-2 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 清和会 | 特別養護老人ホーム吉祥ホーム | 京都市南区吉祥院石原橋上1-4 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 清和会 | 京都市久世特別養護老人ホーム | 京都市南区久世築山町328 |
| | | | 特別養護老人ホーム | カトリック京都司教区カリタス会 | 京都市東九特別養護老人ホーム | 京都市南区東九条西岩本町1番地の1 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 十条龍谷会 | 特別養護老人ホームビハーラ十条 | 京都市南区吉祥院南落合町40-4 |
| 有料 | エリシオン天橋立 | 60 | 特養(地域密着型) | 七野会 | 小規模特別養護老人ホームこぶしの里サテライト今宮 | 京都市北区紫野大徳寺町49-3 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 七野会 | 特別養護老人ホーム原谷こぶしの里 | 京都市北区大北山長谷町5-36 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 京都社会事業財団 | 介護老人福祉市悦にしがも舟山庵 | 京都市北区大宮西山ノ前町3番地1 |
| | | | 特別養護老人ホーム | こころの家族 | 特別養護老人ホーム故郷の家・京都 | 京都市南区東九条南松ノ木町47 |
| 老健 | リハ・ヴィラなぎさ苑 | 100 | 介護老人保健施設 | 京丹後市 | 京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ | 京丹後市弥栄町溝谷5422-1 |
| | | | 介護老人保健施設 | (医)陽生会 | 介護老人保健施設陽生苑 | 亀岡市篠町篠洗川47番地1 |
| | | | 介護老人保健施設 | (医)大澤会 | 介護老人保健施設こもれび | 亀岡市千代川町北ノ庄向条24 |
| | | | 介護老人保健施設 | (医)翠生会 | 老人保健施設第一緑風苑 | 福知山市土師宮町2丁目173番地 |
| | | | 介護老人保健施設 | (医)福知会 | 介護老人保健施設さくら苑 | 福知山市字堀小字大岩谷3374 |
| | | | 介護老人保健施設 | 丹の国福祉会 | 老人保健施設あやべ | 綾部市小畑町埋野98-1 |
| | | | 介護老人保健施設 | (医)恵心会 | 介護老人保健施設綾部さくらホーム | 綾部市高津町遠所1番地611 |
| | | | 介護老人保健施設 | (医)同仁会 | 介護老人保健施設マムフローラ | 長岡京市奥海印寺奥ノ院25番地2 |
| | | | － | － | 医療機関 | － |
| 養護 | 成相山青嵐荘 | 60 | 養護老人ホーム | あしぎぬ福祉会 | 満寿園 | 京丹後市弥栄町溝谷4206番地 |
| | | | 養護老人ホーム | 松寿苑 | 松寿苑 | 綾部市田野町田野山2番地163 |
| | | | 養護老人ホーム | 同和園 | 同和園 | 京都市伏見区醍醐上ノ山町11番地 |
| | | | 養護老人ホーム | 洛東園 | 洛東園 | 京都市東山区本町15丁目794番地 |
| 軽費 | ケアハウス青嵐荘 | 30 | 軽費老人ホーム | 福知山シルバー | ニコニコハウス | 福知山市字牧小字狭間250番5 |
| | | | 軽費老人ホーム | 利生会 | 第二亀岡園 | 亀岡市ひえ田野町奥条古畑2番地 |

| 避難元 | | | 避難先 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 在宅・施設名 | 定員(人) | 施設種別 | 法人名 | 施設名 | 所在地 |
| GH(高) | グループホームせいらん | 18 | 特別養護老人ホーム | 京都基督教福祉会 | 介護老人福祉施設シオンの里 | 京都市西京区樫原秤谷21-2 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 洛和福祉会 | 特別養護老人ホーム洛和ヴィラ大山崎 | 大山崎町円明寺開キ3番3 |
| GH(高) | グループホーム天橋の家 | 9 | 特別養護老人ホーム | 京都福祉サービス協会 | 特別養護老人ホーム塔南の園 | 京都市南区西九条菅田町4番地の2 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 京都社会事業財団 | 特別養護老人ホーム京都厚生園 | 京都市西京区山田平尾町46番地 |
| GH(知) | もくれん | 7 | 障害者支援施設 | よさのうみ福祉会 | いきいき | 与謝野町字岩屋600-6 |
| GH (知精) | あかつき荘 | 5 | 障害者支援施設 | よさのうみ福祉会 | いきいき | 与謝野町字岩屋600-6 |
| | あじさい | 5 | 障害者支援施設 | よさのうみ福祉会 | いきいき | 与謝野町字岩屋600-6 |
| | さくら草 | 5 | 障害者支援施設 | よさのうみ福祉会 | いきいき | 与謝野町字岩屋600-6 |
| | ホームすみれ | 7 | 障害者支援施設 | よさのうみ福祉会 | いきいき | 与謝野町字岩屋600-6 |
| | | | 障害者支援施設 | 福知山学園 | 福知山学園あまだ翠光園 | 福知山市三和町千束833-1 |
| | サンホーム | 7 | 障害者支援施設 | 福知山学園 | 福知山学園あまだ翠光園 | 福知山市三和町千束833-1 |
| 在宅 (高) | 在宅高齢者 | 85 | 特養(地域密着型) | 北丹後福祉会 | 久美浜苑くまのの里 | 京丹後市久美浜町栃谷2375番地 |
| | | | 特別養護老人ホーム | あしぎぬ福祉会 | 特別養護老人ホーム満寿園 | 京丹後市弥栄町溝谷小字竹ヶ鼻39番地の6 |
| | | | 特別養護老人ホーム | はしうど福祉会 | 特別養護老人ホームいちがお園 | 京丹後市丹後町岩本487番地 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 丹後大宮福祉会 | 特別養護老人ホームおおみや苑 | 京丹後市大宮町口大野295番地 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 丹後福祉会 | 特別養護老人ホーム第二丹後園 | 京丹後市網野町木津225番地の2 |
| | | | 特別養護老人ホーム | 北丹後福祉会 | 特別養護老人ホーム久美浜苑 | 京丹後市久美浜町169番地 |
| | | | 特別養護老人ホーム | みねやま福祉会 | 総合老人福祉施設はごろも苑 | 京丹後市峰山町長岡2093番地 |
| | | | 特別養護老人ホーム | みねやま福祉会 | 総合老人福祉施設弥栄はごろも苑 | 京丹後市弥栄町溝谷3524番地 |
| | | | 特別養護老人ホーム | ふるさとの会 | 特別養護老人ホームふるさと | 京丹後市網野町小浜613番地2 |
| 在宅 (身) | 在宅障害者 | 38 | (視覚障害者施設) | 京都ライトハウス | 本館 | 京都市北区紫野花ノ坊町11 |
| | | | 障害者支援施設 | みつみ福祉会 | ききょうの杜 | 福知山市桔梗が丘6-31 |
| | | | 身体障害者福祉本館 | 京都身体障害者福祉センター | 京都市洛南身体障害者福祉会館 | 京都市南区吉祥院西定成町35 |
| 在宅(知) | 在宅障害者 | 14 | 障害者支援施設 | 丹後大宮福祉会 | あゆみが丘学園 | 京丹後市大宮町延利200番地 |
| 在宅 (精) | 在宅障害者 | 10 | 共同生活介護・短期入所 | 共生福祉会 | 草内ホーム:ホーム緑の風 | 京田辺市草内塔ノ上35-1 |
| | | | 障害福祉サービス事業所 | 共生福祉会 | たなべ緑の風作業所:第2ホーム緑の風 | 京田辺市興戸御垣内92、99 |
| | | | 障害者支援施設 | みつみ福祉会 | ききょうの杜 | 福知山市桔梗が丘6-31 |

① 警戒体制時広報

**〔防災行政無線による放送例文〕**

（サイレン）

宮津市災害対策本部からお知らせします。

高浜原子力発電所において、事故が発生しました。

現在のところ、放射性物質は外部に漏れていません。

今後の状況によっては、屋内退避又は避難が想定されます。

住民の皆さんは外出を控え、テレビ、ラジオで状況を確認するとともに、今後の市からのお知らせ情報に十分注意してください。

事業所の皆さん、観光客の皆さんは、直ちに帰宅をお願いします。

（３回繰り返し）

**〔メール配信等による追記事項〕**

○事故状況

○対応状況

○気象情報（天候、風向）

② 屋内退避準備時広報

**〔防災行政無線による放送例文〕**

（サイレン）

宮津市災害対策本部からお知らせします。

住民の皆さんは、自宅に退避する準備を始めてください。

屋内退避の準備に当たり、安定ヨウ素剤を配布します。

○○地区の皆さんは、○○（バス集合場所）で配布します。

テレビ、ラジオで状況を確認するとともに、今後の市からの指示に十分注意してください。

事業所の皆さん、観光客の皆さんは、直ちに帰宅してください。

（３回繰り返し）

**〔メール配信等による追記事項〕**

○事故状況

○対応状況

○自治会避難対策本部への協力要請（避難先、避難手段（乗合わせ協力）の選定）

○避難の準備要点（「携行品例」、「避難目印白タオル」、「避難先メモ」）

③　屋内退避時広報

**〔防災行政無線による放送例文〕**

（サイレン）

宮津市災害対策本部からお知らせします。

住民の皆さんは、自宅に退避してください。

自宅の窓やドアを閉めて、 換気を止めて外気を遮断してください。

外から帰ってきた人は、顔や手を洗い、うがいをして下さい。

テレビ、ラジオで状況を確認するとともに、今後の市からの指示に十分注意してください。

事業所の皆さん、観光客の皆さんは、直ちに帰宅してください。

（３回繰り返し）

**〔メール配信等による追記事項〕**

○事故状況

○対応状況

○自治会避難対策本部への協力要請（避難先、避難手段（乗合わせ協力）の選定）

○避難の準備要点（「携行品例」、「避難目印白タオル」、「避難先メモ」）

④　避難指示時広報

**〔防災行政無線による放送例文〕**

（サイレン）

宮津市災害対策本部からお知らせします。

（〇〇地区の）皆さんには、避難していただくことになりました。

皆さんは、自治会避難対策本部と連携して、自家用車で避難してください。

〇〇地区（自治連単位）の皆さんは、〇〇（避難先市町の一般的に分かりやすい場所）を「１次集結場所」にします。

その後の避難先は、「１次集結場所」で指示します。

避難にあたっては、警察の誘導に従い、安全運転に心がけてください。

（〇〇地区以外の皆さんは、「屋内退避」を続けてください。）

今後の情報に十分注意し、あわてず、落ち着いて行動してください。

事業所の皆さん、観光客の皆さんは、直ちに帰宅してください。

（３回繰り返し）

**〔メール配信等による追記事項〕**

〇避難先の明示（「１次集結場所」、（「避難所」）

〇避難にあたっての注意点

- 電気、ガス、水道の元栓閉め　・戸締り　・携行品の再確認
- 「白タオル」、「避難先メモ」の玄関先掲示
- マスク、上着の着用

〇自治会避難対策本部との連携

〇「１次集結場所」又は「避難所」でのスクリーニング検査の協力

〇事故状況

〇対応状況

## ○避難先メモ様式

# 避　難　先　メ　モ

| | |
|---|---|
| 住民登録の住所 | 宮津市字 |
| 避　難　者 | 氏　名　（男・女）<br>氏　名　（男・女）<br>氏　名　（男・女）<br>氏　名　（男・女）<br>氏　名　（男・女）<br>氏　名　（男・女）<br>氏　名　（男・女）<br>氏　名　（男・女） |
| 避難先住所<br>※予定でも可 | 住所<br>住所 |
| 携帯電話番号<br>（その他連絡がとれる電話番号） | |
| 連絡事項 | |

○市指定の避難所以外のところに避難される方は、可能な限り、この「避難先メモ」に記入してください。

○この避難先メモをビニール袋に入れ、「白いタオル」と併せて、玄関先に掲示してください。

◎万が一のときは、この様式を活用ください